

## 第4章

# 県共通プロジェクト

農県-1

# 売れる米づくりに向けた島根米のレベルアップ 推進プロジェクト

5つの柱の区分 [ 県民の安心と誇り 商品づくり 担い手づくり 農山漁村づくり 環境保全と多面的機能 ]

## 1 目的と取組

### 目的

米政策の見直しでは、平成30年産を目途に、行政による生産数量目標に頼らずとも、生産者や団体等が中心となって需要に応じた生産に移行することとしている。

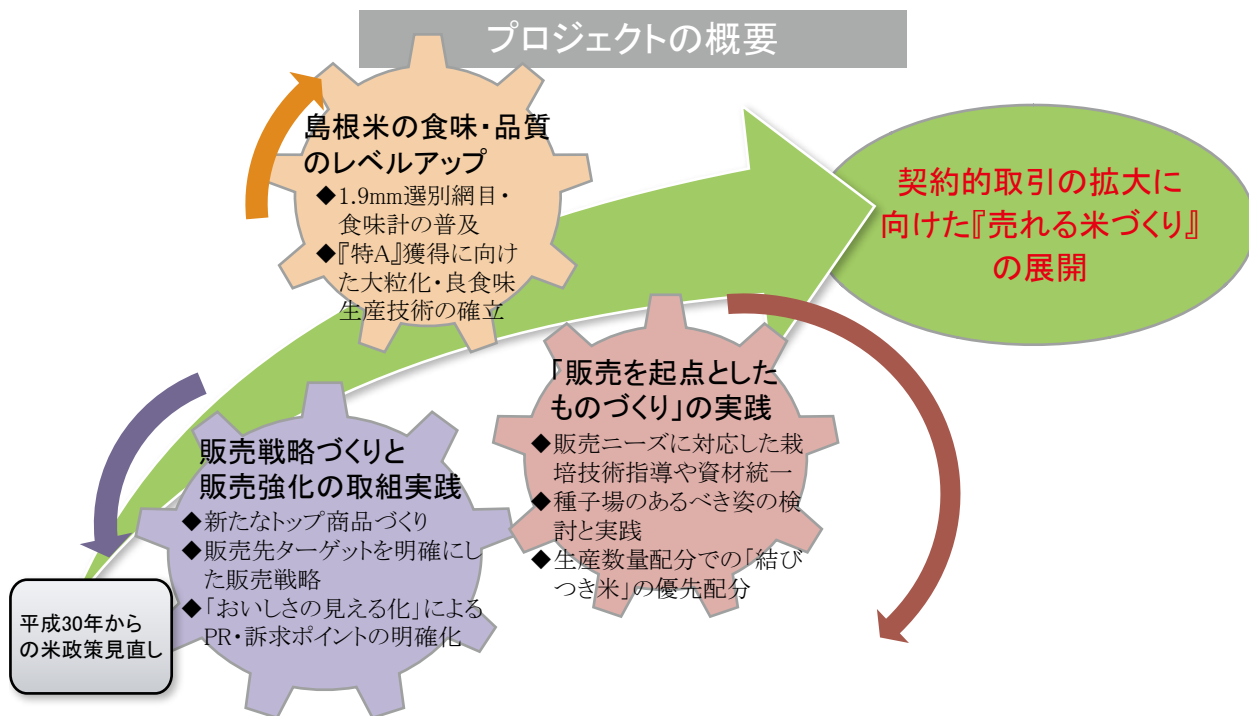
JAしまねでは平成27年3月の設立にあたり「JAしまね農業戦略」を策定し、米穀部門の具体策として1.9mm選別網目・食味計の導入による島根米のレベルアップ・他産地との差別化を位置づけ、平成30年を見越した「販売を起点としたものづくり」を進めることを明確化した。

県としてもこうした体制整備を支援する「売れる米づくり」推進事業を平成27年当初予算措置し、平成29年までの全県展開を目指してJAしまねと一体的に取り組んでいる。また、この事業は米価下落対策「水田農業緊急総合支援対策」の販売強化対策のひとつとしても位置づけており、島根米の食味・品質を向上させ契約的取引を推進することで農家所得の確保を目指している。

このように平成30年までに島根米の食味・品質のレベルアップと販売先との結び付けを図り、契約的取引（播種前契約・収穫前契約等＝「結びつき米」）による需要に応じた生産が実現できるような体制を構築する。

### 取組

- 島根米の食味・品質のレベルアップ
  - ・平成29年までに県内全域のカントリーエレベーターやライスセンターへ1.9mm選別網目・食味計を導入するため、平成27年にモデル地区として先行実施したJAしまね石見銀山地区本部・島根おおち地区本部での結果を検証し、波及させる。
  - ・併せて、1.9mm選別網目・食味計の普及と「食味ランキング」（日本穀物検定協会）での『特A』獲得に向けた大粒化・良食味生産技術の確立する。
- 契約的取引の拡大に向けた販売戦略の構築と販売強化の取組実践
  - ・広告塔としての「こだわり米」部門（トップ商品づくり）と業務用をターゲットとする「味な縁結び」部門の2つの柱を設けて販売戦略を明確にする。
  - ・県立大学等との連携による「おいしさの見える化」を進め、データの活用によってPR・訴求ポイントを明確化し、その強み（アピールポイント）を活かした販売強化活動を実践する。
- 「販売を起点としたものづくり」の実践
  - ・今後の販売戦略を踏まえ、販売ニーズに対応した栽培技術指導や生産資材の統一、「つや姫」の生産拡大に向けたマイスターの拡充と技術普及、種子の安定供給・種子場の存続に向けたあるべき姿（ビジョン）の検討と実践、生産数量目標配分で「結びつき米」の優先配分等に取り組む。



### 関係・連携するプロジェクト

- 松江圏域・出雲圏域・雲南圏域・大田圏域・益田圏域・隠岐圏域プロジェクト

## 2 取組項目と具体的行動計画

取組項目	具体的行動	主な実施主体	実施期間
島根米の食味・品質のレベルアップ	1.9mm選別網目・食味計の普及	JAしまね 水稲生産組織等	H28～29
	「食味ランキング」での『特A』獲得	JAしまね 農業技術センター 島根県農業振興協会	H28～31
	1.9mm選別網目・食味計の普及と『特A』獲得に向けた大粒化・良食味生産技術の確立	農業技術センター、JAしまね、 農林振興センター、 農産園芸課	H28～30
契約的取引の拡大に向けた販売戦略の構築と販売強化の取組実践	食味・品質向上ツールを活用した新たなトップ商品づくり	JAしまね 農業技術センター 農産園芸課	H28～29
	販売先ターゲット（中食・外食＝業務用）を明確にした販売戦略づくり	JAしまね 農産園芸課	H28～29
	「おいしさの見える化」データを活かしたPR・訴求ポイント明確化	JAしまね 島根県立大学 農業技術センター 農産園芸課	H28～29
	強み（アピールポイント）を活かした販売強化活動の実践	JAしまね 農産園芸課	H28～31
「販売を起点としたものづくり」の実践に向けた販売から生産へのフィードバック	販売ニーズに対応した栽培技術指導や生産資材の統一	JAしまね 農業技術センター 農産園芸課	H28～31
	「つや姫」の生産拡大に向けたつや姫マイスターの拡充、普及展示ほの設置と技術普及	JAしまね、農業技術センター、 農林振興センター、 農産園芸課	H28～31
	種子の安定供給・種子場の存続に向けたあるべき姿の検討と実践	島根県農業振興協会、JAしまね、 農業技術センター、農林振興センター、 農産園芸課	H28～30
	生産数量目標配分で「結びつき米」の優先配分	JAしまね 農産園芸課	H28～29

## 3 成果指標（数値目標）

項目	現況（H26）	目標（H31）
契約的取引率 【総合戦略】 (播種前・収穫前・複数年契約のJA集荷数量に占める割合)	32%	→ 65%
つや姫の作付面積 【総合戦略（有機農業・特別栽培農産物の栽培面積の一部）】 （『島根米あり方検討会』における、うるち米品種別誘導目標「コシヒカリ」55%、「きぬむすめ」30%、「つや姫」15%に基づくH30年の作付目標）	704ha	→ 2,355ha

## 4 推進体制

島根米の市場評価を高め産地間競争を勝ち抜くことが必要であることから、JAしまねが中心となって「島根米あり方検討会」を立ち上げ、具体的な販売戦略や販売と連動した平成28年産米以降の生産数量目標の配分ルールの検討を関係者が一体となって実施。この「島根米あり方検討会」を母体としてプロジェクトを推進。

### ○プロジェクトメンバー

- ・JAしまね 営農対策部 営農企画課、米穀園芸部 総合指導課・米穀課
- ・島根県農業振興協会
- ・島根県農業技術センター 技術普及部 農産技術普及課、栽培研究部 作物科
- ・島根県農林水産部 農産園芸課 水田農業グループ

### ○連携・協力機関

- ・各JAしまね地区本部 営農部・営農経済部
- ・各地域農業再生協議会 水田部会
- ・各農林振興センター 農業普及部

## 農県-2 「儲ける産地」の育成による園芸の再生プロジェクト

5つの柱の区分 [ 県民の安心と誇り 商品づくり 担い手づくり 農山漁村づくり 環境保全と多面的機能 ]

### 1 目的と取組

#### 目的

県内園芸産地では、高齢化や価格の低迷による農業所得の低下などにより、農家数、面積、販売額が減少し、産地再生が急務となっている。

これまで、空きハウス活用の推進や労力補完のしくみづくり、省力低コスト技術の導入による園芸産地の再生を図ってきたが、燃油や資材価格の高騰により、園芸農家の経営においては一層のハウスなどの施設導入時の初期投資の軽減や新技術等の導入によるランニングコストの低減が必要となっている。

このため、リースハウスの導入や、中心的経営体による空きハウスの活用、繁忙期の労力補完、作業受委託などが円滑に行うことのできる体制やしきみを整備すると共に、広域産地化を目指した施設の広域利用や売れる品目・品種の導入による、販売対策の強化を通じた、産地の維持・再生を目指す。

#### 取組

(1) 産地を支える担い手の育成

○リース団地の整備

- ・ぶどう・いちご・トマト・有機野菜などの施設園芸に加え、西条柿やアスパラガスなど露地品目のリース団地整備を促進し、担い手の規模拡大と新規就農者の初期投資の軽減を図る。

○中心的経営体の育成

- ・担い手による法人化を進め経営の安定を図ると共に、安定生産技術の実証、担い手育成研修の受け入れ、集中する作業への労力補完などにも取り組む、産地を支える経営体を育成する。
- ・新たな販売・流通体制の整備  
JAを通じた買い取り販売など契約的取り引きを拡大し、安定した収入が確保できるしくみを構築する。

(2) 産地の連携による広域産地づくり

○省力・低コスト生産の実現

- ・キャベツやトルコギキョウ等の育苗施設やアスパラガスの集出荷調整施設など共同利用施設の広域利用を進める。
- ・水田を活用した業務用野菜など産地連携による契約的取引の拡大を進める。

○あんぽ柿等による6次産業化への取り組み

- ・市場より要望が高まっているあんぽ柿の県ブランド確立を進める。

(3) オリジナル品種等を活用した新たな商品づくり

○有望な県オリジナル品種や系統の育成及び産地への導入促進

○優良種苗の安定供給体制の構築

- ・県オリジナル品種（メロン、あじさい、あすっこ、トルコギキョウ）、デラウエア優良系統（柳田系）の普及を目指した優良種苗の供給体制を構築する。

○特許技術等新技術を活用した高付加価値生産・販売の普及

### プロジェクトの概要

#### 【現状・課題】

- ・高齢化による担い手の不足
  - ・単価の低迷による所得の低下
- 産地再生が急務



#### 【取り組み】

- ①産地を支える担い手の育成  
・リース団地の整備 ・中心的経営体の育成 ・新たな販売・流通体制の確立
- ②産地の連携による広域産地づくり  
・育苗や集出荷施設の広域利用 ・県内産地が連携した販売  
→あんぽ柿をモデルにした県統一ブランドの確立
- ③オリジナル品種等を活用した県ブランドづくり



強化

園地の再生による「儲ける産地の育成」

#### 関係・連携するプロジェクト

○松江圏域・出雲圏域・雲南圏域・県央圏域・浜田圏域・益田圏域プロジェクト



## 2 取組項目と具体的行動計画

取組項目	具体的行動	主な実施主体	実施期間
産地を支える担い手の育成	リース団地の整備（ぶどう、いちご、西条柿、アスパラガス等）	JA、市町村、農産園芸課、農林振興C	H28～31
	法人化の推進等、中心的経営体の育成	JA、市町村、農産園芸課、農林振興C	H28～31
	契約的取引等、新たな販売・流通体制の整備	JA、農産園芸課、ブランド推進課	H28～31
産地の連携による広域産地づくり	育苗、選果施設などJA共同施設の広域利用	JA、農産園芸課、農林振興C	H28～31
	契約的取引拡大に向けた省力低コスト技術の確立と普及	JA、市町村、農産園芸課、農林振興C、農業技術C	H28～31
	あんぽ柿をモデルとした県統一ブランドの確立	JA、市町村、農産園芸課、ブランド推進課、農林振興C	H28～31
オリジナル品種等を活用した商品づくり	有望な県オリジナル品種や系統の育成と産地への導入促進	JA、市町村、農産園芸課、農林振興C、農業技術C	H28～31
	優良種苗の安定供給体制の構築	JA、農産園芸課、農業技術C	H28～31
	特許技術等新技術の開発と活用	JA、農産園芸課、農林振興C、農業技術C	H28～31

## 3 成果指標（数値目標）

項目	現況（H26）	目標（H31）
園芸に取り組む新規就農者数 【総合戦略】	33人/年	→ 200人 (H27～31累計)
産地を支える中心的経営体育成数 【県共通】	0	→ 5
主要園芸品目における契約的取引の割合 【総合戦略】	16%	→ 30%

## 4 推進体制

- プロジェクトメンバー：JAしまね米穀園芸部・営農対策部、農業技術センター技術普及部・栽培研究部・資源環境部、農産園芸課野菜・花きグループ・果樹グループ
- 連携・協力機関：農業経営課担い手育成第1グループ・第2グループ、しまねブランド推進課農林水産品グループ、各地域プロジェクト

農県-3

# 和牛・酪農産地再興に向けた「人・牛・肉・餌づくり」プロジェクト

5つの柱の区分 [ 県民の安心と誇り 商品づくり 担い手づくり 農山漁村づくり 環境保全と多面的機能 ]

## 1 目的と取組

### 目的

和牛については、種雄牛造成や繁殖雌牛の能力向上など、質を向上させる対策に取り組み、高品質な「しまね和牛肉」の安定供給に一定の成果があった。

酪農では、受精卵移植による和牛子牛生産を推進することで、生乳生産外の収入を確保するとともに、和牛生産の基盤強化に貢献している。

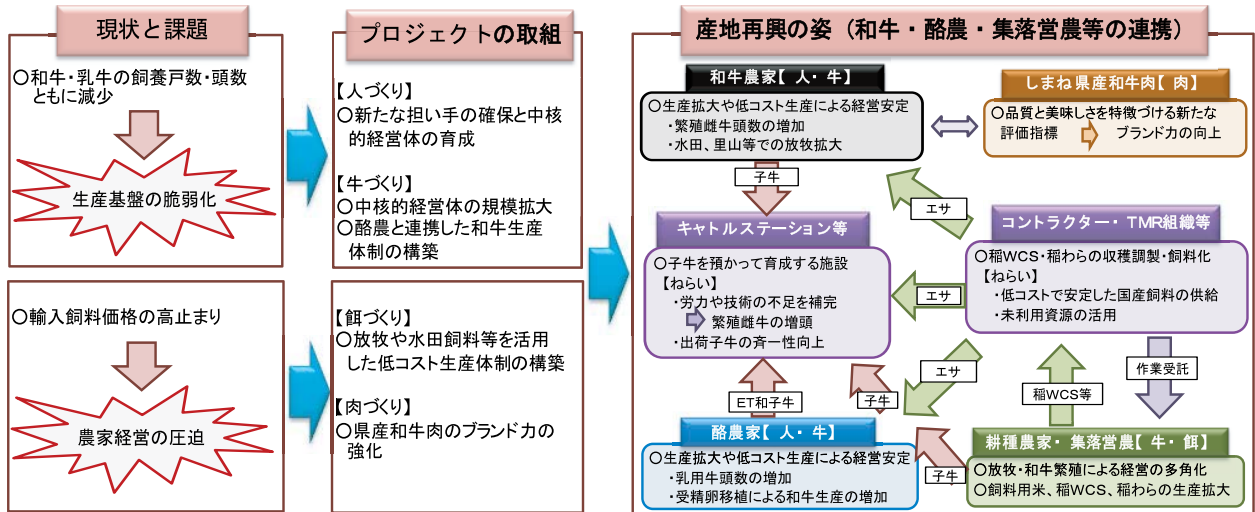
一方で、和牛・酪農ともに、飼養農家の高齢化や農村の社会環境の変化などにより、飼養農家戸数、頭数の減少が続き、生産基盤の脆弱化が進行している。加えて、輸入飼料価格の高止まりによる生産コストの上昇が畜産経営を圧迫している。

これらの課題を解決するためには、新たな担い手の確保、和牛農家・酪農家・集落営農組織等が外部支援組織・施設（コントラクター組織、キャトルステーションなど）を介して相互に連携し、規模拡大や生産性の向上を図る仕組みの構築、県産和牛肉のブランド力の強化など「人・牛・肉・餌づくり」を進め、和牛・酪農産地の再興を図る。

### 取組

- 新たな担い手の確保と中核的経営体の育成
  - ・法人経営等での技術習得による新たな担い手の育成を強化する。
  - ・新たな担い手等の技術力の不足を補って就農しやすい体制を整備する。
  - ・集落営農組織や農外企業等の新たな担い手の参入を進める。
  - ・地域と連携した中核的経営体の育成と規模拡大を推進する。
  - ・就農や規模拡大時の初期投資を軽減するために既存施設の利用を促進する。
- 酪農と連携した和牛生産体制の構築
  - ・酪農家による受精卵移植を活用した和牛生産の体制を整備する。
  - ・性選別精液等を活用した乳用後継牛の確保を推進する。
- 放牧や水田飼料等を活用した低コスト生産体制の構築
  - ・水田、耕作放棄地、里山、公共放牧場等をフルに活用した放牧を推進する。
  - ・水田を活用した飼料等（飼料用米・稲WCS・稲わら・未利用資源）を安定的に供給・利用する体制を構築する。
- 県産和牛肉のブランド力の強化
  - ・流通・小売り段階のニーズを踏まえた新たなブランド戦略を検討する。
  - ・しまね和牛肉の品質と美味しさの特徴づける新たな評価方法の研究と実用化を進める。

## プロジェクトの概要



### 関係・連携するプロジェクト

- 出雲畜産再興プロジェクト（出雲圏域）
- 耕畜連携を中心とした水田の有効利用と担い手が核となる肉用牛生産プロジェクト（益田圏域）
- 農山村地域を守る大田市畜産基盤構築プロジェクト（大田圏域）
- 地域一体となった奥出雲和牛振興プロジェクト（雲南圏域）
- 耕畜連携による米づくり・牛づくりプロジェクト（県央圏域）
- 隠岐牛産地強化プロジェクト（隠岐圏域）

## 2 取組項目と具体的行動計画

取組項目	具体的行動	主な実施主体	実施期間
新たな担い手の確保と中核的経営体の育成	雇用就農の拡大とのれん分け就農の推進	JA地区本部、市町村、農業会議、地域再生協議会、農振C、(JA本店、農業経営課、畜産課)	H28～31
	空き牛舎バンク制度の創設とマッチング		H28～31
	キャトルステーション等の整備による地域生産基盤強化	JA地区本部、市町村、農振C	H28～29
	集落営農組織や農外企業等の参入促進	JA地区本部、市町村、農振C、(JA本店、農業経営課、畜産課)	H28～31
	地域と連携した中核的経営体の育成	JA地区本部、市町村、農振C、(JA本店、畜産課)	H28～31
酪農と連携した和牛生産体制の構築	酪農家による受精卵移植を活用した和牛生産体制の整備	JA地区本部、酪農協、受精卵移植協議会、人工授精師協会、NOSAI島根、農振C、(JA本店、畜産課)	H28～31
	性選別精液等を活用した効率的な乳用後継牛の確保	JA地区本部、酪農協、人工授精師協会、農振C、(JA本店、畜産課)	H28～31
放牧や水田飼料等を活用した低コスト生産体制の構築	水田、耕作放棄地、里山、公共放牧場を活用した放牧の推進	JA地区本部、市町村、地域再生協議会、農振C、中山間研究C	H28～31
	水田飼料等を広域的に利用する体制の構築と地域の未利用資源を有効に活用するTMR構想の検討	JA本店・地区本部、酪農協、市町村、農振C、畜産技術C、農産園芸課、畜産課	H28～31
県産和牛肉のブランド力の強化	流通・小売り段階のニーズを踏まえたブランド戦略の検討とPR	JA本店、しまね和牛肉ブランド協議会、畜産技術C、しまねブランド推進課、畜産課	H28～31
	しまね和牛肉の品質と美味しさを特徴づける新たな評価方法の研究と実用化	JA本店、しまね和牛肉ブランド協議会、畜産技術C、畜産課	H28～31

## 3 成果指標（数値目標）

項目	現況 (H26)	目標 (H31)
和牛子牛生産頭数 <b>【総合戦略】</b>	6,686頭 →	7,000頭
うち乳用牛の受精卵移植による和牛子牛生産頭数	363頭 →	760頭
放牧頭数 <b>【県共通】</b>	3,738頭 →	4,000頭
飼料作付面積 <b>【県共通】</b>	2,910ha →	3,700ha

## 4 推進体制

### ○プロジェクトメンバー

活力ある島根農業・農村振興連絡会議「畜産生産力強化ワーキング会議」

構成：JA本店（営農対策部・畜産部）、畜産課（全グループ）

オブザーバー：農業経営課、農産園芸課、しまねブランド推進課、農業技術C、畜産技術C、中山間地域研究C、畜産振興協会、和牛登録協会島根県支部、NOSAI島根

### ○連携・協力機関

隠岐支庁・農林振興C、JA地区本部、酪農協、市町村、農業会議、地域再生協議会、受精卵移植協議会、家畜人工授精師協会、しまね和牛肉ブランド確立推進協議会

### ○連携・生産者組織

しまね和牛生産振興検討会、島根県酪農協議会、畜産クラスター協議会

# 農県-4 水田フル活用に向けた耕畜連携推進プロジェクト

5つの柱の区分 [ 県民の安心と誇り 商品づくり 担い手づくり 農山漁村づくり 環境保全と多面的機能 ]

## 1 目的と取組

### 目的

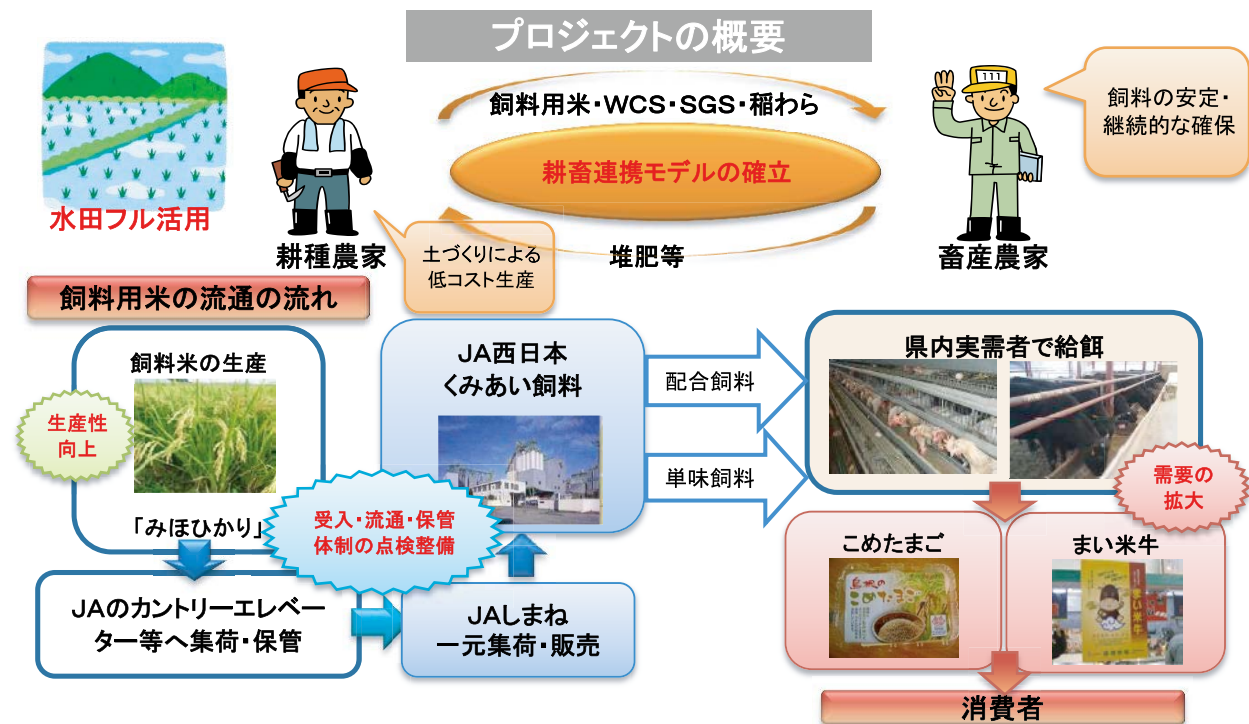
本県では、水田を水田のまま活用して生産調整に対応できる転作作物として、「飼料用米」を有力な作目と位置づけ、平成21年4月に生産者と実需者で構成する「島根県飼料用米推進協議会」を立ち上げ、飼料用米の生産と利用の拡大、流通・販売体制を構築し、「こめたまご」や「まい米牛」などブランドづくりに取り組んできた。

こうした中、国はH27年3月に国の「食料・農業・農村基本計画」において、10年後の飼料用米の生産目標を110万tと定め、目標達成に向け、水田活用の直接支払交付金による支援、そして、全国規模での買取・流通スキームを構築するなどし、飼料用米の本作化を推進している。

県内でも今後、飼料用米等のさらなる増産が見込まれ、生産量が県内需要量を超えることが予想されるため、全国買取スキームへの移行も検討しながら、円滑な生産・需要拡大を図るとともに、各地域の実態に応じた耕畜連携モデルの取組や水田フル活用を推進する。

### 取組

- 「水田フル活用ビジョン」に基づく戦略作物の振興
  - ・ビジョンへ地域の魅力ある作物振興等の取組方針を位置づけ、産地交付金等を活用した戦略作物の振興を図る。
- 飼料用米等の生産性向上
  - ・WCS、SGS等の発酵飼料の品質向上、直播等低コスト技術の導入、二毛作体系の拡大等により生産性を向上させる。
- 飼料用米等の生産・流通・利用体制の再構築
  - ・飼料用米全国スキームの全容を見極めた上で、流通スキーム（全国・県協議会）を検討し、そのスキームに応じた受入・流通・保管体制の点検と体制整備を進める。
- 耕畜連携による地域循環型農業モデル推進
  - ・耕種側の供給形態と需要先（畜産農家）のマッチングや集落営農組織等での地域内連携による水田放牧を進めるなど、地域完結型の耕畜連携の仕組みづくりを推進する。
- 飼料用米等の需要掘り起こし・拡大
  - ・畜種別の利用形態（飼料用米・WCS）・飼料への配合割合等の明確化により需要（計画）量を算定する。



### 関係・連携するプロジェクト

- 松江（安来）圏域・雲南圏域・県央（大田・県央）圏域・益田圏域・隠岐圏域プロジェクト



## 2 取組項目と具体的行動計画

取組項目	具体的行動	主な実施主体	実施期間
「水田フル活用ビジョン」に基づく戦略作物の振興	水田フル活用ビジョンへ地域の魅力ある作物振興等の取組方針を位置づけ	島根県農業再生協議会、各地域農業再生協議会	H28～31
	産地交付金等を活用した戦略作物振興		
飼料用米等の生産性向上	低コスト生産技術の導入	農産園芸課、農林振興センター、農業技術センター、飼料用米推進協議会、JA	H28～29
	二毛作栽培体系による水田の周年活用技術の確立	畜産・農業技術センター、農産園芸課、畜産課	H28
	WCS・SGS等発酵飼料の品質向上	農林振興センター、畜産・農業技術センター、畜産課、農産園芸課	H28～30
飼料用米等の生産・流通・利用体制の再構築	県全体の低コスト流通・保管体制等の点検と再整備	飼料用米推進協議会、JA、農産園芸課、畜産課	H28～31
	地域別の生産・利用体制の点検と整備	JA地区本部、農林振興センター、農産園芸課、畜産課	H28～31
耕畜連携による地域循環型農業モデル推進	地域完結型の耕畜連携の仕組みづくり・取組を推進	JA地区本部、農林振興センター、農産園芸課、畜産課、飼料用米推進協議会	H28～31
飼料用米等の需要掘り起こし・拡大	畜種別の需要量調査と需要量の算定	飼料用米推進協議会、JA、畜産課、農産園芸課、農林振興センター等	H28～31

## 3 成果指標（数値目標）

項目	現況（H26）	目標（H31）
飼料用米作付面積（需要量）	745ha (4,500t)	→ 1,200ha (7,800t)
WCS用稲作付面積	386ha	→ 600ha

※目標は、主食用米の生産数量目標・配分が毎年100haの減が続いた場合の推計値

## 4 推進体制

○プロジェクトメンバー（島根県飼料用米推進協議会）

- ・JAしまね 営農対策部 営農企画課、米穀園芸部 米穀課、畜産部 畜産課
- ・JA西日本くみあい飼料（株）
- ・島根県養鶏協会
- ・島根県畜産振興協会
- ・島根県農業共済組合連合会
- ・島根県農林水産部 農産園芸課 水田農業グループ、畜産課 企画・危機管理スタッフ

○連携・協力機関

- ・各JAしまね地区本部 営農部・営農経済部
- ・島根県農業再生協議会 水田部会、各地域農業再生協議会 水田部会
- ・島根県農業技術センター 技術普及部 農産技術普及課・畜産技術普及課
- ・島根県畜産技術センター 生産技術部 酪農・環境科
- ・各農林振興センター 農業普及部

## 農県-5 有機農業拡大プロジェクト

5つの柱の区分 [ 県民の安心と誇り 商品づくり 担い手づくり 農山漁村づくり 環境保全と多面的機能 ]

### 1 目的と取組

#### 目的

これまで、オーガニックアカデミー構想に基づく有機農業の担い手育成、技術開発、本格展開への投資の軽減、販路開拓の支援等に総合的に取組み、有機農業による新規就農者数や有機農業の取組面積は着実に伸びてきた。

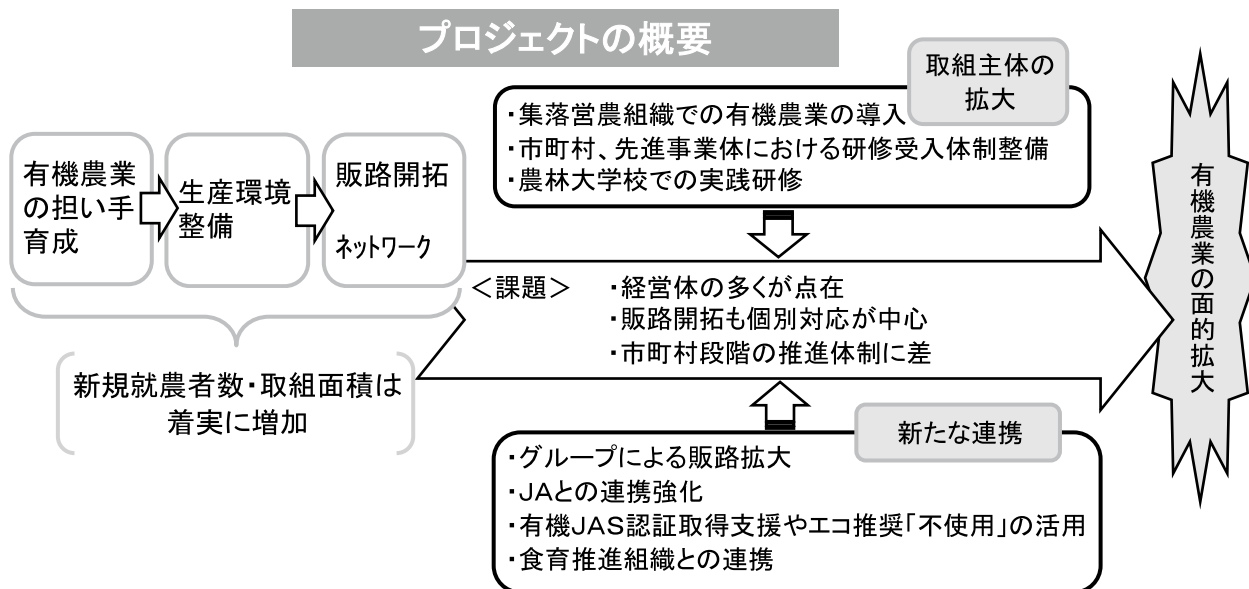
しかしながら、依然その経営体の多くは点在しており、販路開拓も個別の対応が中心で、市町村段階の推進体制にも差があり、取組面積の伸びは緩やかな状況である。

この状況を次のステージへ進めるためには、面的拡大につながる取組主体の拡大や販売拡大・地域での理解につながる新たな連携を図る必要がある。

そこで、これまでの取組に加え、集落営農組織での有機農業技術の導入や、食育を視点に入れた地産地消、JAとの連携等を推進することにより、有機農業の拡大のスピードをアップさせ、有機農業が本県農業の特徴として全国的にアピールできるようにする。

#### 取組

- 有機農業の取組主体の拡大のための支援
  - ・農業技術センターでの有機米等栽培技術開発を行うとともに、モデル集落を設定し水稻を中心とした技術実証を行うことにより、他の集落営農組織への波及を図る。
  - ・農林大学校での実践的な有機農業技術研修により、多様な担い手を育成する。
  - ・市町村及び先進事業体における、UIターン等新規就農希望者の研修受入体制の整備を支援する。
  - ・販売や技術習得を目的としたグループの立ち上げや既存組織の拡大を図るため、師匠農家からののれん分け支援、既存グループへの参画誘導、環境直払の活用を通じた組織化等をすすめる。
- 販路拡大や地域理解を深めるための新たな連携推進
  - ・先進事業体の販路拡大支援を通じ、受入研修生やグループ生産者の販路確保を後押しする。
  - ・JAとの連携強化により、有機農産物の販売拡大に結び付ける。
  - ・有利販売のための有機JAS認証取得支援や、県エコロジー農産物推奨「不使用」の活用を推進する。
  - ・食育推進組織との連携による保育所幼稚園給食利用拡大等、地産地消を推進する。



#### 関係・連携するプロジェクト

- やすぎ地域園芸産地の活性化プロジェクト（松江圏域）
- 産直の魅力アップと担い手支援一体となった地域園芸の再生・強化プロジェクト（雲南圏域）
- 水田フル活用の推進による持続的な水田農業の確立プロジェクト（県央圏域）
- 中山間地域における「こだわりの農産物」の推進プロジェクト（益田圏域）

## 2 取組項目と具体的行動計画

取組項目	具体的行動	主な実施主体	実施期間
有機農業の取組主体の拡大のための支援	農業技術センターでの技術開発と、モデル集落への技術導入及び他地域への波及	農業技術C、農産園芸課、隠岐支庁・農林振興C	H28～31
	農林大学校での実践的な研修による多様な担い手の育成	農林大学校	H28～31
	市町村及び先進事業体におけるUIターン等研修受入体制整備を支援	農産園芸課、隠岐支庁・農林振興C	H28～31
	販売や技術習得を目的としたグループの立ち上げや既存組織の拡大を支援	農産園芸課、隠岐支庁・農林振興C	H28～31
販路拡大や地域理解を深めるための新たな連携	先進事業体の販路拡大支援を通じた、受入研修生やグループ生産者の販路確保の後押し	農産園芸課、しまねブランド推進課	H28～31
	JAとの連携強化による有機農産物の販売拡大	農産園芸課、しまねブランド推進課、JAしまね	H28～31
	有利販売のための有機JAS認証取得支援や、県エコロジー農産物推奨「不使用」の活用推進	農産園芸課、隠岐支庁・農林振興C	H28～31
	食育推進組織との連携による保育所幼稚園給食利用拡大等、地産地消の推進	農産園芸課、しまねブランド推進課、食育・食の安全推進協議会	H28～31

## 3 成果指標（数値目標）

項目	現況（H26）	目標（H31）
有機農業の取組面積 <b>【総合戦略】</b>	354ha →	384ha
有機農業に取り組む集落営農組織数 <b>【県共通】</b>	21 →	31
有機農業による新規就農者数（H24からの累計） <b>【総合戦略】</b>	12 →	37

## 4 推進体制

○プロジェクトメンバー：

- ・県庁（農産園芸課有機農業G、農業経営課担い手育成第一G・第二G、しまねブランド推進課農林水産品G）
- ・農林振興C（農政部農政課、農業普及部）
- ・農業技術C（技術普及部有機農業普及課、栽培研究部作物科・野菜科、資源環境研究部病虫科・土壌環境科）
- ・農林大学校（有機農業専攻、サテライト校）
- ・中山間地域研究C（農林技術部資源環境科）

○連携・協力機関：

- ・島根有機農業協会
- ・JAしまね（米穀園芸部米穀課・総合指導課）
- ・しまね農業振興公社
- ・地域振興部しまね暮らし推進課定住支援G
- ・地域農業再生協議会（担い手育成協議会）
- ・市町村有機農業推進協議会
- ・食育・食の安全推進協議会（事務局：健康福祉部健康推進課）
- ・島根県『環境農業』推進協議会

農県-6

効率的かつ安定的な経営発展を目指す中核的担い手の育成・確保プロジェクト

5つの柱の区分 [ 県民の安心と誇り 商品づくり 担い手づくり 農山漁村づくり 環境保全と多面的機能 ]

1 目的と取組

目的

島根県の農業は水田農業が大宗を占め、近年の米価下落と生産コストの上昇等による収益性の低下など、今後の経営に不安を抱えている担い手は少なくない。

そのような状況の中で、県では「島根の水田農業展開モデル事例集」を作成し、立地条件や地域の特色等を生かしながら、先駆的な営農活動や農村の維持・活性化を目指す経営体を9つのモデルとして示し、その普及に取り組んでいる。

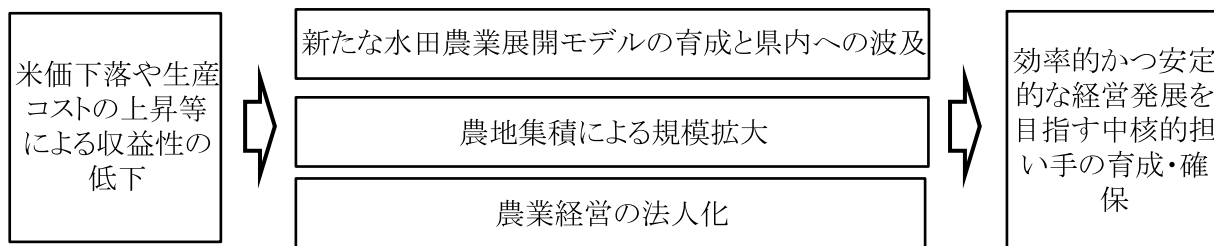
そこで、こうした先駆的な取組を参考に、農地中間管理事業や基盤整備事業を活用した経営規模の拡大やスケールメリットを活かした業務用米・野菜の契約栽培や水田フル活用による経営の多角化等の経営改善に取り組み、産業としての自立を目指す経営体（農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者）の育成及び法人化により様々な事業の継続的な展開を図り、経営体質の強化を進める。

また、併せて平成30年から経営安定対策として収入保険制度の導入が検討されており、この制度に加入できる経営体を育成する。

取組

- スケールメリットを活かした経営の多角化等の事業展開を行う経営体の育成と県内への波及
  - ・担い手の経営基盤の強化、経営多角化等を図るための島根の水田農業展開モデルを推進する。
- 農地中間管理事業や基盤整備事業を活用した農地利用集積による規模拡大の推進
  - ・農地中間管理事業や基盤整備事業の活用に向けた推進体制の構築による担い手への円滑な農地集積を推進する。
- 経営継承等安定的な経営発展を目指すための農業経営の法人化の促進
  - ・設立事務や税務等の課題をクリアするため、研修会やアドバイザー派遣等による農業経営の法人化を支援する。
  - ・農業再生協議会等によるフォローアップ体制を強化する。
  - ・国の制度を活用した法人化及び経営強化の支援
- 安定的な農業経営に向けてのセーフティネットへ加入できるような経営管理能力向上支援
  - ・複式簿記や「新たな経営指標」の活用を推進するための研修会の開催とフォローアップを強化する。
  - ・経営改善計画作成へのフォローアップを強化する。
  - ・青色申告に向け、再生協議会において研修などの取り組みを進める。

プロジェクトの概要



関係・連携するプロジェクト

- 松江圏域・出雲圏域・雲南圏域・県央圏域・隠岐圏域プロジェクト



## 2 取組項目と具体的行動計画

取組項目	具体的行動	主な実施主体	実施期間
スケールメリットを活かした経営多角化等の事業展開を行う経営体の育成と県内への波及	構想・戦略づくりと実践のための試行支援	県農業再生協議会、地域農業再生協議会、農林振興センター	H28～29
	構想・戦略に基づく事業開始支援	県農業再生協議会、地域農業再生協議会、農林振興センター	H28～29
	モデル事例の波及	県農業再生協議会、地域農業再生協議会、農林振興センター	H28～31
農地中間管理事業や基盤整備事業を活用した農地利用集積による規模拡大の推進	農地中間管理機構を活用した農地利用集積の推進	農地中間管理機構、市町村、地域農業再生協議会、農業経営課	H28～31
	農業基盤整備要望把握と対応支援	市町村、農村整備課、農地整備課	H28～31
	推進体制の構築	農地中間管理機構、市町村、地域農業再生協議会、農地整備課、農業経営課	H28～31
経営継承等安定的な経営発展を目指すための農業経営の法人化促進	法人化に向けた研修会の開催とアドバイザー派遣	県農業再生協議会、地域農業再生協議会	H28～31
	法人組織に向けたフォローアップ強化	地域農業再生協議会、農林振興センター	H28～31
	国の制度を活用した法人化及び経営強化の支援	地域農業再生協議会、農林振興センター、農業経営課	H28～31
安定的な農業経営に向けてのセーフティネットへ加入できるような経営管理能力向上支援	複式簿記等研修会の開催とフォローアップ強化	県農業再生協議会、地域農業再生協議会	H28～31
	経営改善計画作成へのフォローアップ強化	県農業再生協議会、地域農業再生協議会	H28～31
	青色申告に向けた研修会の開催	県農業再生協議会、地域農業再生協議会	H28～31

## 3 成果指標（数値目標）

項目	現況（H26）	目標（H31）
農業法人数（地域農業を維持する集落営農法人以外） 【総合戦略】 (累計)	186 →	214
農地中間管理機構を活用した農地利用集積面積 【県共通】	445ha →	1,560ha

## 4 推進体制

- プロジェクトメンバー：島根県農業再生協議会（水田部会（JA，農業共済組合連合会、農産園芸課）、担い手協議会（JA，農業会議、農業振興公社、農業経営課）、農林水産部各課、しまねブランド推進課、農業技術センター）
- 連携・協力機関：地域農業再生協議会（水田部会（JA，市町村、農林振興センター等）、担い手協議会（JA地区本部，市町村、農林振興センター等）、農地中間管理機構、市町村・農業委員会

## 農県-7 新規就農者の確保・育成プロジェクト

5つの柱の区分 [ 県民の安心と誇り 商品づくり 担い手づくり 農山漁村づくり 環境保全と多面的機能 ]

### 1 目的と取組

#### 目的

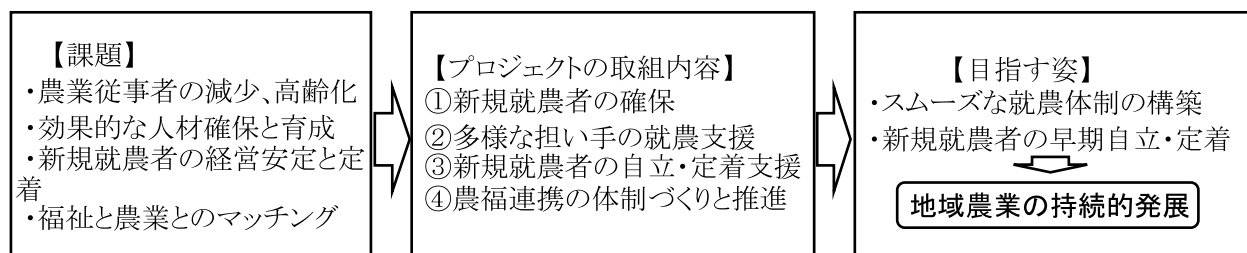
農業従事者の減少、高齢化が進行する中、担い手の確保・育成は県及び地域の喫緊かつ重要な課題である。就農希望者の相談から就農前研修、就農後のフォローといった各段階における支援を総合的に実施し、自営就農、雇用就農、半農半X、企業参入といった多様な担い手の確保と定着に結びつける。

また、国の制度を効果的に活用しつつ、県と地域が一体となったプロジェクト活動を行い、次代を担う新規就農者を確保・育成する。

#### 取組

- 新規就農者の確保
  - ・地域農業再生協議会において新規就農チームを設置し、新規就農者の確保・育成を強力にけん引する。
  - ・しまね農業振興公社やふるさと島根定住財団と連携し、就農志向者との相談活動を積極的に展開する。
  - ・農業・生活に関する地域情報を集約（就農情報のパッケージ化）するとともに効果的なPR活動を行い、就農志向者と地域とのマッチングを図る。
- 多様な担い手の就農支援
  - ・自営就農、雇用就農、半農半X、企業参入といった多様な担い手の確保を図るため、国、県、市町村の給付金や補助事業を効果的に活用するとともに、研修受入先を調査・開拓し、就農につながる研修を提供する。
  - ・地域再生協議会と生産者団体等との情報交換、連携を強化し、高齢化等により営農継続が困難で経営継承が必要な経営体の把握と、新たな担い手とのマッチング（第三者経営継承）を推進する。
  - ・県・地域農業再生協議会、農林大学校、定住関係課、農林高校等との連携を強化し、雇用就農先の確保や円滑な自営就農を推進する。
  - ・農地中間管理事業を活用した農地の確保や研修計画、就農計画、事業・資金計画の作成支援を行い、就農形態に応じた就農を支援する。
- 新規就農者の自立・定着支援
  - ・新規就農チームにより就農後の技術・経営管理指導や相談活動を実施し、早期の経営安定と就農定着を図る。
  - ・地域の指導農業士や各種生産組合等の地域人材と連携し、新規就農者の育成を促進する。さらに、新規就農者の経営管理能力やビジネスセンス向上といった能力開発にも取り組む。
- 農福連携の体制づくりと推進
  - ・農業部門と健康福祉部門との連携を強化し、農業経営体と障がい者施設のニーズを把握しマッチングを進めていく体制を構築する。

### プロジェクトの概要



#### 関係・連携するプロジェクト

- 松江圏域・出雲圏域・雲南圏域・県央圏域・浜田圏域・益田圏域・隠岐圏域プロジェクト

## 2 取組項目と具体的行動計画

取組項目	具体的行動	主な実施主体	実施期間
新規就農者の確保	新規就農チームの設置	地域農業再生協議会	H28～29
	しまね農業振興公社、ふるさと島根定住財団との連携による就農相談フェアの開催と地域農業再生協議会の参加促進	農業経営課、しまね農業振興公社、県・地域農業再生協議会	H28～31
	就農に係る地域情報の集約（就農情報のパッケージ化）と効果的なPRの実施	農業経営課、しまね農業振興公社、地域農業再生協議会	H28～29
多様な担い手の就農支援	多様な担い手の研修受入先の確保と効果的な研修の提供	農業経営課、地域農業再生協議会	H28～31
	給付金等の効果的な活用や研修・就農計画の作成への支援	農業経営課、地域農業再生協議会	H28～31
	第三者経営継承や事業導入などによる就農基盤の整備	農業経営課、地域農業再生協議会	H28～31
	県・地域農業再生協議会、農大、定住関係課、農林高校との就農検討会議の開催	県農業再生協議会	H28～31
新規就農者の自立・定着支援	新規就農チームによる技術・経営管理指導や相談活動の実施	地域農業再生協議会	H28～31
	指導農業士等地域人材と連携した新規就農者の育成	地域農業再生協議会	H28～31
	新規就農者の能力開発支援	農業経営課、地域農業再生協議会	H28～31
企業参入の促進	企業のスムーズな農業参入支援と就農後のフォローアップ	農業経営課、農林振興センター、市町村	H28～31
農福連携の体制づくりと推進	農業経営体と障がい者とのマッチング可能な農作業の検討	農業経営課、障がい福祉課	H28～29
	圏域ネットワーク会議での農業経営体と障がい者とのマッチング推進	障がい福祉課、地域農業再生協議会	H28～31

## 3 成果指標（数値目標）

項目	現況（H26）	目標（H31）
新規就農者数 【総合戦略】	171人/年	→ 900人 (H27～31累計)

## 4 推進体制

- プロジェクトメンバー  
 県農業再生協議会（島根県農業経営課担い手第2G、島根県農業会議、しまね農業振興公社、JAしまね）  
 地域農業再生協議会（県農業普及部、市町村、JAしまね）
- 連携・協力機関  
 各地域指導農業士会、農林大学校、農業技術センター、農林振興センター、農業高校  
 ふるさと島根定住財団、県しまね暮らし推進課、障がい福祉課、地域定住関係課

## 農県-8 中山間地域の集落維持に必要な仕組みづくりプロジェクト

5つの柱の区分 [ 県民の安心と誇り 商品づくり 担い手づくり 農山漁村づくり 環境保全と多面的機能 ]

### 1 目的と取組

#### 目的

中山間地域は、農林水産物の生産の場であり県民の生活の場であるとともに、環境の保全や水源の涵養など多面的機能を有しているが、過疎化、高齢化の進行が平坦地域に比べ進行しており、地域の担い手不足による農地や地域の共同活動の持続が困難となるなど、厳しい状況にある。

また、島根県では、従来から個別の農地を集積し協業化した集落営農の育成を推進し、地域の担い手不足の解消を図っているが、中山間地域において規模的拡大による効率化の視点だけでは、人材や地理的条件等から限界がある。

しかしながら、近年の米価の下落においても小規模でも機動的な取組により収益の減少を最小限に抑え、持続的な農業経営を実践している集落営農が中山間地域に実在している。

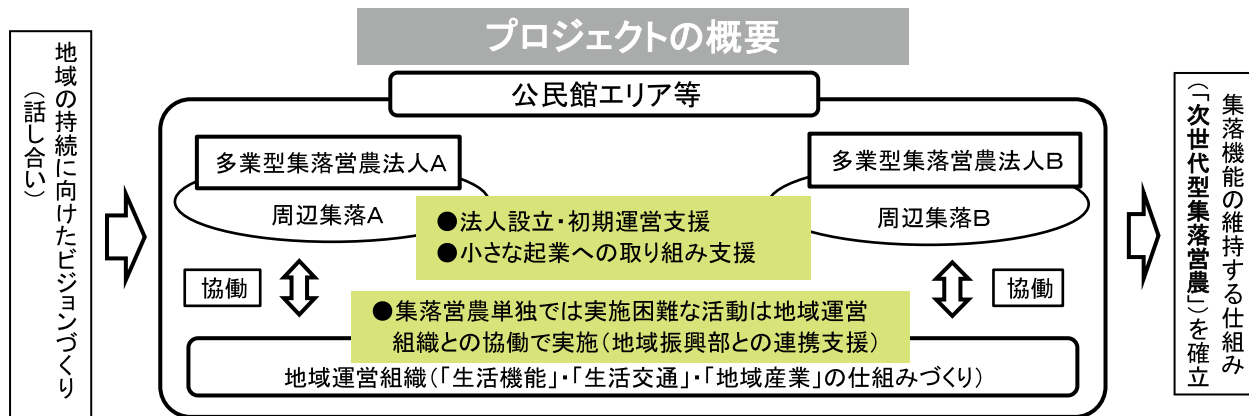
これらの組織は、地域の持続を最優先に構成員の絆でまとまる共同体として、各戸の生活に密着した小さくても多様な仕事づくりに取り組んでいる。

そこで、この実状を踏まえ、本プロジェクトでは中山間地域の集落維持を確実に進めるため、規模は小さくても世代を超えて多くの人が参画し、地域資源を活用した多種多様な「小さな起業」(生業づくり)に取り組む「多業型集落営農法人」の育成を図る。

さらには、「多業型集落営農法人」等と広域・広範な事業に取り組む広域連携組織が協働する、次の世代につながる仕組み(「次世代型集落営農」)づくりを推進する。

#### 取組

- 「集落ビジョン」「人・農地プラン」の取組を通じた地域の絆に基づく話し合い活動の推進
  - ・リーダー育成研修会の開催等による話し合い開始に向けたきっかけ作りを行う
  - ・集落ビジョン、人・農地プランの見直しや作成を通じて、地域の女性や若者を含めた多くの人の参画を促し、小さな起業の計画づくりや農地集積計画の策定を支援する。
- 地域資源を有効活用した「小さな起業」に取り組む「多業型集落営農法人」の育成
  - ・小さな起業が着実に取り組める体制として、集落単位を主体に女性や若者も経営参画する1世帯複数組合員型の法人組織設立を推進する。
  - ・法人設立初期の経理事務の負担軽減や初期投資の軽減を図る。
  - ・できるだけ多くの構成員が関わり、地域内の生産・消費を活発にする小さな起業への取組み及び必要な資金調達を支援する。
- 農業・農村の地域資源の保全による多面的機能の維持
  - ・基盤整備事業を活用した圃場条件の整備と中間管理事業を活用した担い手の農地集積を推進する。
  - ・多面的機能支払活動組織を維持・継続するための支援、新規参入を促進する。
  - ・中山間地域等直払協定組織を維持・継続するため、協定組織の広域連携や農地保全支援員の配置等サポート体制づくりを支援する。
- 地域振興部との連携による集落維持のための仕組みづくり(「次世代型集落営農」の推進)
  - ・個々の多業型集落営農法人では取り組みが難しい地域運営(「生活機能」「生活交通」「地域産業」)については、地域振興部が進める広域連携(「小さな拠点づくり」と連携し、永続的な経営と次世代人材の確保が可能となる仕組みづくりを支援する。
  - ・多業型集落営農法人と広域連携組織(地域運営組織)が協働して行う「地域産業」の仕組みづくりの中で、生産や販売体制の共同化や就農希望者の受入、農作業のサポート等の仕組みづくりを支援する。



#### 関係・連携するプロジェクト

- 松江圏域・出雲圏域・雲南圏域・県央圏域・浜田圏域・益田圏域・隠岐圏域プロジェクト



## 2 取組項目と具体的行動計画

取組項目	具体的行動	主な実施主体	実施期間
「集落ビジョン」・「人・農地プラン」の取組を通じた地域の絆に基づく話し合い活動の推進	リーダー育成研修会の開催等による話し合いの推進	県農業再生協議会、地域農業再生協議会	H28～31
	集落ビジョンに基づく小さな起業計画の策定と農地集積計画の策定支援	県農業再生協議会、地域農業再生協議会、農地中間管理機構	H28～31
地域資源を有効活用した小さな起業に取り組む「多業型集落営農法人」の育成	小さな起業を計画し実践できる強固な法人組織の設立支援と設立初期の負担軽減	県農業再生協議会、地域農業再生協議会	H28～31
	小さな起業への取組支援	県農業再生協議会、地域農業再生協議会	H28～31
農業・農村の地域資源の保全による多面的機能の維持	多面的機能支払活動組織の維持・継続、新規参入支援	市町村、農村整備課	H28～31
	中山間地域等直払協定組織を維持・継続するための農地保全支援員の配置等サポート体制づくりを支援	市町村、農業経営課	H28～31
地域振興部との連携による集落維持のための仕組みづくり（「次世代型集落営農」の推進）	「小さな拠点づくり」の取組と連携した地域運営の仕組みづくり支援	市町村、地域農業再生協議会、しまね暮らし推進課、農業経営課	H28～31
	「多業型集落営農法人」と広域連携組織（地域運営組織）との協働支援	市町村、地域農業再生協議会、しまね暮らし推進課、農業経営課	H28～31
	地域振興部との情報共有及び連携	しまね暮らし推進課、農業経営課	H28～31

## 3 成果指標（数値目標）

項目	現況（H26）	目標（H31）
農業法人数（地域農業を維持していく集落営農法人）（累計） 【総合戦略】	191	→ 286
地域貢献型集落営農組織数（累計） 【県共通】	248	→ 323
多面的機能支払取組面積（累計） 【県共通】	21,706ha	→ 23,800ha
「中山間地域等直接支払」協定面積（累計） 【総合戦略】	13,300ha	→ 13,300ha
広域連携組織数（累計） 【県共通】	6	→ 12

## 4 推進体制

- プロジェクトメンバー：県農業再生協議会（担い手協議会（JA、農業会議、農業振興公社、農業経営課）、しまね暮らし推進課、農業技術センター、中山間地域研究センター、農村整備課
- 連携・協力機関：地域農業再生協議会等（市町村、JA地区本部、農林振興センター等）、農地中間管理機構、市町村・農業委員会

## 農県-9 国営開発地及び干拓農地の有効利用プロジェクト

5つの柱の区分 [ 県民の安心と誇り 商品づくり 担い手づくり 農山漁村づくり 環境保全と多面的機能 ]

### 1 目的と取組

#### 目的

県内の国営事業で整備された国営開発地（横田、大邑、益田）については第2期プロジェクトの取組の結果、作付休閑地の削減が図られたが、依然として後継者不足等の課題が見られ解消に向けた活動が必要である。

また、中海干拓地においても未売渡農地の長期貸付は拡大してきているが、国営開発地と同様の課題があり、依然1割超が未売渡農地となっている。

このようなことから、国営開発地及び干拓農地が依然必ずしも有効に利用されていない状況にあるため、引き続き関係機関との連携を図りながら、国営開発地及び干拓農地の有効利用を進め、地域農業の活性化に貢献する。

#### 取組

##### ○共通

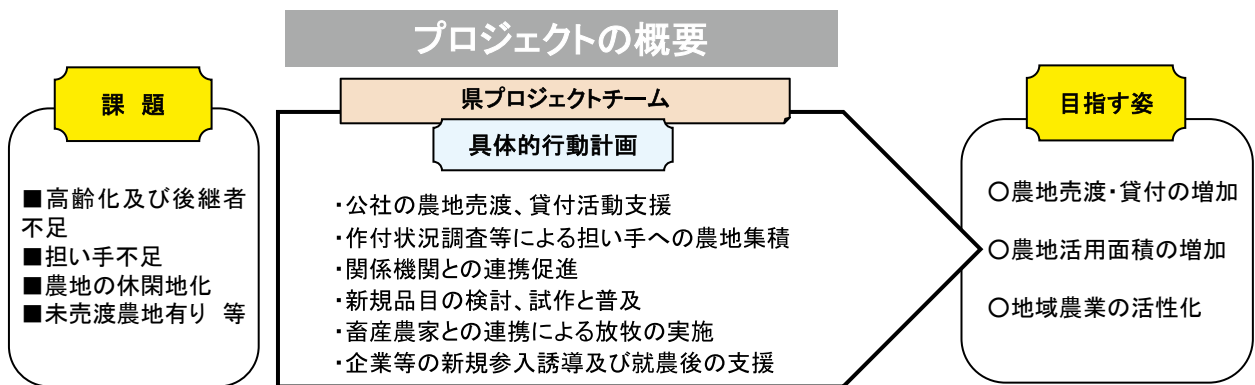
- ・農地中間管理事業や耕作放棄地再生利用交付金等を活用し、農業法人や企業等をはじめとする大規模経営を目指す担い手への農地集積を進める。
- ・各種補助事業や融資制度の活用により企業等の新規参入や経営規模拡大を目指す農業法人の入植等の誘導を図り、作付休閑地解消につなげる。
- ・加工食品、医薬品業界等の原材料農産物の需要及び動向を丹念にリサーチし、提携先となる企業等の確保とともに生産者の育成確保を進める。
- ・企業等の新規参入業者については、就農後の栽培指導・販売開拓等についても支援を行う。
- ・基盤の再整備や施設の維持更新が必要な地区においては、速やかな改善が図れるよう支援を行う。

##### ○中海干拓農地

- ・（公財）しまね農業振興公社の農地取得支援事業を企業等へPR活動し、農地の売渡・貸付を促進する。
- ・作付状況調査、農地所有者の意向確認を行い、担い手への農地集積を進める。
- ・関係機関と連携し、営農促進及び作付休閑回避に努める。

##### ○国営開発地

- ・農地利用率の向上に向けた新規品目の検討・試作を行い定着を図る。
- ・作付休閑地の活用促進に向けて、農地台帳整備や意向確認により担い手への農地集積を進める。
- ・放牧利用による作付休閑地の解消につなげるため、畜産農家との連携を図る。



#### 関係・連携するプロジェクト

- 横田国営開発地営農活性化プロジェクト（雲南圏域）
- 主要園芸産地の維持・発展プロジェクト（益田圏域）

## 2 取組項目と具体的行動計画

取組項目	具体的行動	主な実施主体	実施期間
共通	農地中間管理機構を活用した農地の集積	農地整備課、 農地中間管理機構、 市町	H28～31
	企業等の新規参入誘導及び就農後の支援	農業経営課、 ブランド推進課、 農地整備課、 農林振興センター	H28～31
	原材料農産物の需要と動向のサーチと生産者の育成確保	ブランド推進課、 農地整備課、 農林振興センター	H28～31
	農業基盤整備要望把握と対応支援	農村整備課、 農地整備課	H28～31
中海干拓農地	公社の農地売渡・貸付活動の支援	農地整備課	H28～31
	作付調査、農地所有者の意向確認	農地整備課、 農林振興センター、 市、JA	H28～31
	営農促進のため関係機関との連携	農地整備課、 農林振興センター、 市、JA	H28～31
国営開発地	新規品目の検討・試験栽培の実施と普及	農地整備課、 農林振興センター	H28～31
	農地台帳整備活用による担い手へ農地集積	農地整備課、 農林振興センター、 市、JA	H28～31
	畜産農家との連携による放牧利用	農林振興センター、 畜産課、 農地整備課	H28～31

## 3 成果指標（数値目標）

項目	現況（H26）	目標（H31）
【中海干拓地】農地売渡・貸付面積 （対象農地331ha） 【県共通】	312ha	→ 325ha
【国営開発地】農地活用面積 （全農地812ha） 【県共通】	752ha	→ 780ha
農地中間管理機構を活用した農地利用集積面積 【県共通】	0ha	→ 12ha

## 4 推進体制

- プロジェクトメンバー：農地整備課（国営事業対策室）、農業経営課、農産園芸課、畜産課、しまねブランド推進課、農村整備課、農林振興センター、公益財団法人しまね農業振興公社
- 連携、協力機関：市町、JAしまね、農地中間管理機構

# 林県-1 需要に応える原木増産プロジェクト

5つの柱の区分 [ 県民の安心と誇り 商品づくり 担い手づくり 農山漁村づくり 環境保全と多面的機能 ]

## 1 目的と取組

### 目的

県内の森林資源が本格的な利用期を迎える中、間伐から主伐を主体とした木材生産への転換を図ったことから、原木生産量は大幅に増加し、県産原木自給率も向上した。

しかし、製材工場は良質な原木、合板工場は大量の原木、木質バイオマス発電所は大量の林地残材を長期にわたり安定的に供給されることを求めており、依然、需要が供給を大きく上回っている状況である。

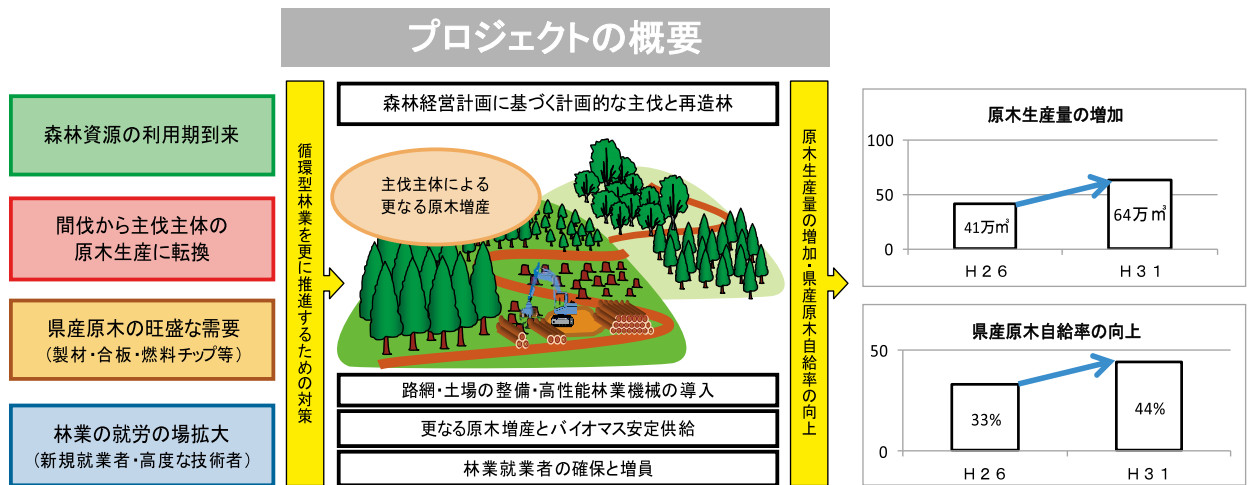
この需給ギャップを解消し、製材工場等の求めに応じていくためには、技術力の高い労働力の増員及び高性能林業機械導入・作業道整備等により、生産能力の向上を図るとともに、森林経営計画の作成による効率的・計画的な主伐等の促進や、林業公社経営林などのまとまった森林を中心とした主伐等により、長期にわたり安定的に原木を供給できる体制を整える。

これら木材供給体制の強化を図る取り組みを通じて、森林所有者への利益還元を図り、更なる原木増産を進める。

### 取組

- 県産木材供給体制の強化による更なる原木増産
  - ・森林経営計画作成により、計画的な主伐・再造林を促進する。
  - ・低コストな伐採・造林作業のための事業体連携を促進する。
  - ・高性能林業機械導入・作業道整備等による生産基盤を強化する。
  - ・用途別の原木供給に適した原木流通・販売の仕組をつくる。(市場機能の多様化、大口取引への対応、建築用材の安定供給)
  - ・林業公社経営林の主伐による良質な原木供給を推進する。
- 県内全域からの長期・安定的な木質バイオマス集荷・供給システム構築
  - ・中間土場の整備により県内全域から林地残材を集荷するポイント配置を促進する。
  - ・林地残材を円滑に集荷するための事業体連携を強化する。
  - ・山土場・作業道整備により林地残材の集荷力を強化する。
- 原木増産・再造林に必要な技術力の高い林業就業者の増員
  - ・原木増産・再造林に必要な新規就業者を確保するため、U・Iターン・新規学卒者等に対する就業を支援する。
  - ・農林大学の高度な技術教育により、優秀な人材を育成する。
  - ・機械オペレーターや架線技術者等を養成し、現場技術の向上を図る。
  - ・経営指導等により林業事業体の事業規模の拡大と雇用環境の改善を図る。

## プロジェクトの概要



### 関係・連携するプロジェクト

- 木材製品の品質向上・出荷拡大プロジェクト (県)、低コスト再造林推進プロジェクト (県)
- 原木増産に関わる地域プロジェクト (7圏域)



## 2 取組項目と具体的行動計画

取組項目	具体的行動	主な実施主体	実施期間
県産木材供給体制の強化による更なる原木増産	森林経営計画の作成支援	森林整備課	H28～31
	森林組合と木材生産業者の連携促進	林業課・森林整備課	H28～31
	高性能林業機械・作業道等の整備支援	林業課・森林整備課	H28～31
	高度な機能を持った原木流通・販売の仕組みづくり支援	林業課	H28～31
	林業公社経営林の主伐促進	林業課・森林整備課	H28～31
県内全域から長期・安定的に木質バイオマス（林地残材）を集荷・供給するシステム構築	集荷ポイントの設置支援	林業課	H28～31
	円滑に集荷するための事業体連携促進	林業課・森林整備課	H28～31
	山土場・作業道整備による集荷強化	林業課	H28～31
原木増産・再造林に必要な技術力の高い林業就業者の増員	新規就業者を確保するための就業支援	林業課	H28～31
	農林大学校における人材育成	林業課・農林大学校	H28～31
	機械オペレーター・架線技術者等の養成	林業課・農林大学校	H28～31
	経営指導等による林業事業体の事業規模の拡大と雇用環境の改善	林業課	H28～31

## 3 成果指標（数値目標）

項目	現況（H26）	目標（H31）
原木生産量 【総合戦略】	41万m <sup>3</sup>	→ 64万m <sup>3</sup>
島根県産原木の自給率※ 【総合戦略】	33%	→ 44%
林業就業者数 【総合戦略】	856人	→ 1,000人
新規林業就業者数 【総合戦略】	81人／年	→ 350人 (H27～31累計)

※島根県産原木の自給率には、本県と隣接し、県内事業者と原木取引協定を結んでいる境港の合板工場分を含む。

## 4 推進体制

○連携・協力機関：4流域林業活性化センター、島根県森林組合連合会、（一社）島根県木材協会、島根県素材流通協同組合、（公社）島根県林業公社、島根県合板協同組合、森林総合研究所松江水源林整備事務所、島根森林管理署、（公財）島根県みどりの担い手育成基金、林業・木材製造業労働災害防止協会島根県支部ほか

## 林県-2 木材製品の品質向上・出荷拡大プロジェクト

5つの柱の区分 [ 県民の安心と誇り 商品づくり 担い手づくり 農山漁村づくり 環境保全と多面的機能 ]

### 1 目的と取組

#### 目的

製材・合板・チップの製造業は、かつてない規模とスピードで高品質・高付加価値加工施設の整備を加速させてきた。

また、県内の製材工場等で組織する事業体連合を中心に、県産木材製品の県外出荷は順調な伸びを見せている。

林業・木材産業を成長化させるためには、更なる木材製品の高品質・高付加価値化と海外を含む県外への製品出荷の拡大などが必要である。

そのためには、新たに整備した施設と技術力を活かした質の高い木材製品の製造や製材工場のグループ化による共同出荷など県外等での競争力向上に取り組むほか、住宅等の民間施設・公共建築物等の県内需要に対して、木材製品を安定的に供給する取り組みを進める。

さらに、長期・安定的な燃料用チップ供給体制の構築を図る。

#### 取組

- 新たに整備された施設と技術力を活かした質の高い製品の製造
  - ・高品質・高付加価値加工、乾燥、JASなどに対応した人材の確保・育成を図る。
  - ・高品質・高付加価値な製品製造のための加工施設整備を促進する。
  - ・県外・海外市場でも評価される新製品開発を支援する。
- 木材製品の県外・海外への出荷拡大
  - ・分業、連携など製材工場のグループ化による県産木材製品の供給体制を強化する。
  - ・大阪等での積極的な営業活動を展開し、大口取引先や高品質・高付加価値で多様な取引先の開拓を促進する。
  - ・韓国等への販売促進活動による県産木材製品輸出へのチャレンジを支援する。
- 県内需要に向けた県産木材製品の安定供給
  - ・木材の利用促進に関する基本方針に基づき、県および市町村における県産木材の率先利用を推進する。
  - ・製材工場と設計者・工務店等の連携強化による民間施設で県産木材製品が使われる環境整備を図る。
  - ・県内での製品流通の円滑化による県産木材製品の供給力の向上を図る。
- 長期・安定的な燃料チップ供給体制の構築
  - ・発電用燃料チップを長期・安定的に取引するための需給当事者間の連携を強化する。



#### 関係・連携するプロジェクト

- 需要に応える原木増産プロジェクト (県)、低コスト再造林推進プロジェクト (県)
- 木材製品に関わる地域プロジェクト (7圏域)

## 2 取組項目と具体的行動計画

取組項目	具体的行動	主な実施主体	実施期間
新たに整備された施設と技術力を活かした質の高い製品の製造	品質向上に対応する人材の確保・育成	林業課	H28～31
	加工施設整備支援	林業課	H28～31
	新製品開発支援	林業課・中山間C	H28～31
木材製品の県外・海外への出荷拡大	製材工場のグループ化促進	林業課	H28～31
	大阪等への販路拡大促進	林業課・大阪事務所	H28～31
	輸出へのチャレンジ促進	林業課	H28～31
県内需要に向けた県産木材製品の安定供給	公共建築での県産木材利用推進	林業課	H28～31
	製材工場と設計者・工務店等の連携促進	林業課	H28～31
	県内での製品流通の円滑化	林業課	H28～31
長期・安定的な燃料チップ供給体制の構築	燃料チップ需給双方の連携促進	林業課	H28～31

## 3 成果指標（数値目標）

項目		現況（H26）	目標（H31）
高品質・高付加価値製品の出荷量	【総合戦略】	20,000m <sup>3</sup>	→ 28,000m <sup>3</sup>
【再掲】島根県産原木の自給率	【総合戦略】	33%	→ 44%

## 4 推進体制

○連携・協力機関：4流域林業活性化センター、（一社）島根県木材協会、島根県素材流通協同組合、島根県木材製品県外出荷しまね事業体連合ほか

## 林県-3 低コスト再造林推進プロジェクト

5つの柱の区分 [ 県民の安心と誇り 商品づくり 担い手づくり 農山漁村づくり 環境保全と多面的機能 ]

### 1 目的と取組

#### 目的

県内の森林資源が本格的な利用期を迎えるなか、間伐から主伐への転換を図った結果、原木生産量は大幅に増加しており、再造林の必要な森林の増加が見込まれている。

一方、原木価格は低迷しているのに対し、再造林に要する経費は増加していることから、森林所有者の再造林に対する意欲が減退し、伐採跡地が再造林されずにそのまま放置されることも懸念される。

このため、森林経営計画に基づき、計画的な主伐・再造林を実施するとともに、再造林の低コスト化を図り、森林所有者の負担を軽減することが必要である。

低コスト再造林にあたっては、コンテナ苗や低密度植栽の導入、伐採と植栽を同時期に行う一貫作業システムの導入を積極的に推進するとともに、再造林に必要な優良苗木の安定供給を図るため、増産に向けた体制を整備する。

#### 取組

- 低コスト再造林の推進
  - ・森林経営計画作成により、計画的な主伐・再造林を推進する。
  - ・低コストな伐採・造林作業のための事業体連携を推進する。
  - ・コンテナ苗、低密度植栽の普及を図る。
  - ・伐採と植栽を同時期に行う「一貫作業システム」の普及を図る。
  - ・適地適木による公社造林地等での的確な更新を推進する。
- 優良苗木の増産
  - ・新規生産者の確保、育成を図る。
  - ・苗木生産技術の向上を図る。
  - ・苗木生産施設の整備を促進する。
- 品種選定
  - ・関西育種場との連携により、島根県に適した品種（精英樹等）を選定する。
  - ・選定した品種による母樹林整備を促進する。
- 原木増産・再造林に必要な林業事業者の増員
  - ・原木増産・再造林に必要な新規就業者を確保するためU・Iターン、新規学卒者等に対する就業支援を行う。
  - ・農林大学校の高度な技術教育により、優秀な人材を育成する。
  - ・経営指導等により、林業事業者の事業規模の拡大及び雇用環境の改善を図る。

### プロジェクトの概要



#### 関係・連携するプロジェクト

- 木材製品の品質向上・出荷拡大プロジェクト（県）、需要に応える原木増産プロジェクト（県）
- 低コスト再造林の推進に関わるプロジェクト（7圏域）



## 2 取組項目と具体的行動計画

取組項目	具体的行動	主な実施主体	実施期間
低コスト再造林の推進	森林経営計画の作成支援	森林整備課	H28～31
	森林組合と木材生産業者の連携促進	森林整備課・林業課	H28～31
	コンテナ苗、低密度植栽、一貫作業システムの普及	森林整備課・林業課	H28～31
	適地適木による公社造林地等の的確な更新	森林整備課	H28～31
優良苗木の増産	新規生産者の確保、苗木生産技術の向上支援	林業課・森林整備課 中山間C	H28～31
	苗木生産施設の整備支援	森林整備課	H28～31
品種選定	島根県に適した品種の選定、母樹林整備	森林整備課・緑化C	H28～31
原木増産・再造林に必要な技術力の高い林業就業者の増員	新規就業者を確保するための就業支援	林業課	H28～31
	農林大学校における人材育成	林業課・農林大学校	H28～31
	経営指導等による林業事業体の事業規模の拡大と雇用環境の改善	林業課	H28～31

## 3 成果指標（数値目標）

項目	現況（H26）	目標（H31）
苗木生産量 【総合戦略】	81万本	→ 170万本
島根県産苗木の自給率 【県共通】	63%	→ 96%
再造林における低コスト化の割合 【県共通】	15%	→ 50%
【再掲】 林業就業者数 【総合戦略】	856人	→ 1,000人
【再掲】 新規林業就業者数 【総合戦略】	81人/年	→ 350人 (H27～31累計)

## 4 推進体制

○連携・協力機関：島根県林業種苗協同組合、島根県森林組合連合会、（公社）島根県林業公社、島根森林管理署、森林総合研究所松江水源林整備事務所、（公財）島根県みどりの担い手育成基金 ほか

## 水県-1 基幹漁業の構造改革プロジェクト

5つの柱の区分 [ 県民の安心と誇り 商品づくり 担い手づくり 農山漁村づくり 環境保全と多面的機能 ]

### 1 目的と取組

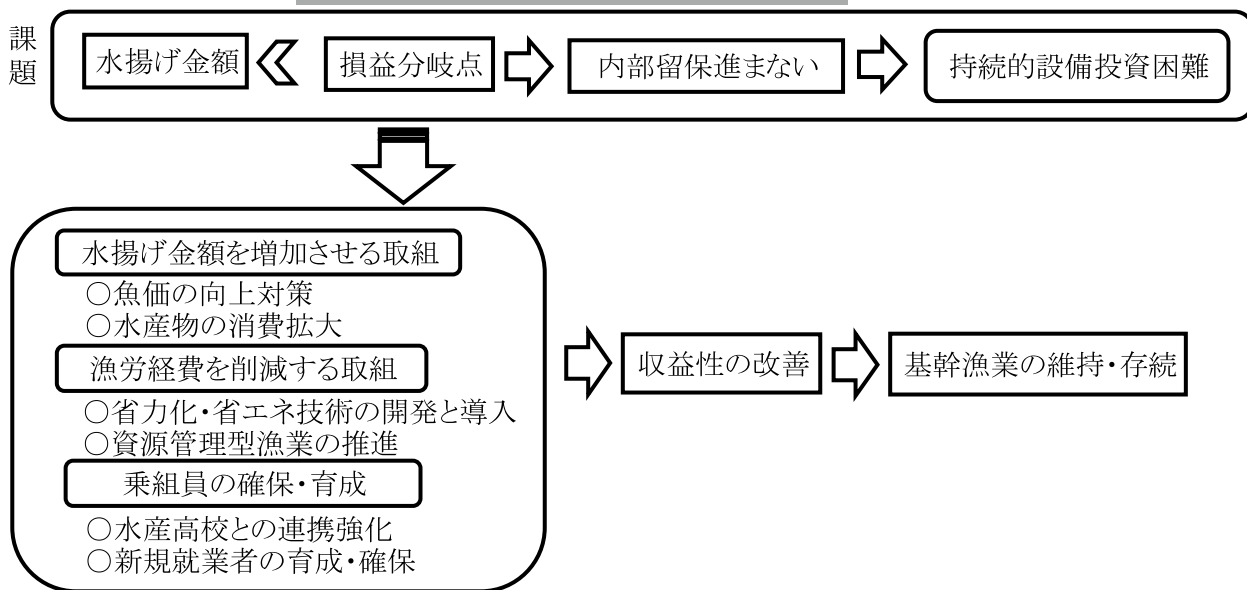
#### 目的

県全体の漁業生産の7割を占める、基幹漁業の中には、持続的な設備投資が困難な経営体が多くみられる。これは、漁業者の努力にもかかわらず現状の水揚げ金額が損益分岐点に達しない年が多く、思ったように内部留保が進まないことが原因である。これを改善するためには水揚げ金額を増加させる取組と漁労経費を削減する取組を同時に進めて収益性の改善を図る必要がある。浜田地区の沖合底びき網漁業における漁船の大規模改修（リシップ）による漁船使用期間の延長と鮮度保持機能の強化、大田地区の小型底びき網漁業における省力型漁船の導入など様々な取組が実施されてきた。本プロジェクトにおいては、沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業の取組を継続するとともに、まき網漁業の運搬船など、巨額の投資を必要とする設備更新の具体的な計画を検討することにより、構造改革の取組の推進・拡大を続け、基幹漁業の維持・存続を目指す。

#### 取組

- 魚価の向上対策
  - ・ブランド化、高付加価値化を行う対象魚種の拡大と、活〆技術等の高鮮度保持技術を普及させる。
- 水産物の消費拡大
  - ・魚食普及活動を通じて、地元水産物の認知度向上と消費拡大を図る。
  - ・消費者ニーズにマッチした商品づくりを目指して、産地での一次加工を推進する。
- 省力化・省エネ技術の開発と導入
  - ・漁労経費を削減するために、省力・省エネ型の漁船・漁具の導入を推進する。
  - ・高船齢化している漁船の代船建造等の具体的な計画の検討。
- 資源管理型漁業の推進
  - ・資源水準に見合った操業を行うために、漁業者自らが計画した資源管理計画を実践する。
  - ・計画を実践することで収入が減少した場合、所得補償を行う漁業収入安定対策事業を導入する。
- 乗組員の育成・確保
  - ・水産高校との連携を強化する。
  - ・新規就業者（雇用型）の育成・確保を図る。

#### プロジェクトの概要



#### 関係・連携するプロジェクト

- 浜田地域の基幹漁業構造改革推進プロジェクト（西部地区）

## 2 取組項目と具体的行動計画

取組項目	具体的行動	主な実施主体	実施期間
魚価の向上対策	沖底リシップ船の海水冷却装置の活用等による漁獲物の鮮度保持技術導入	JFしまね、漁業者、県	H28～31
	沖底で取り組んでいる、高鮮度カレイの利用拡大や高鮮度魚種の拡大、小底の「船上秤」導入等による、漁獲物のブランド化、高付加価値化による販売戦略の構築	JFしまね、漁業者、県、市町村	H28～31
水産物の消費拡大	魚食普及活動を通じた地元水産物の認知度向上と消費拡大	JFしまね、漁業者、県、市町村	H28～31
	水技Cによる商品開発と技術支援や漁業者、漁協、加工業者の連携による産地加工の推進	JFしまね、漁業者、県、市町村、加工組合	H28～31
省力化・省エネ技術の開発と導入	省力・省エネ型漁船（まき網運搬船等）の導入検討	JFしまね、漁業者、県、市町村	H30～31
	省力・省エネ型漁具（沖底のダイニーマ網）の導入検討と沖底構造改革事業の継続	JFしまね、漁業者、県、市町村	H29～31
資源管理型漁業の推進	漁業者自らが禁漁区を設定して未成魚の保護を行う資源管理（沖底）や資源管理計画の自主的管理措置の実践	JFしまね、漁業者	H28～31
	資源管理計画の実践に伴う、漁業収入減少を補填するための漁業収入安定対策事業の導入	JFしまね、漁業者、県	H28～31
乗組員の育成・確保	水産高校が行う研修事業を通じて、地元漁業会社とのマッチング	JFしまね、漁業者、水産高校、県	H28～31
	国・県・市の事業による新規就業者の育成・確保	JFしまね、漁業者、県、市町村	H28～31

## 3 成果指標（数値目標）

項目	現況（H26）	目標（H31）
基幹漁業の年間生産額 【総合戦略】	134億円	→ 141億円
新規漁業就業者数 【総合戦略】	33人／年	→ 150人 (H27～H31累計)

## 4 推進体制

- プロジェクトメンバー：漁協、市町村、水産事務所（水産局）、水産技術センター、水産課
- 連携・協力機関：漁業者グループ、加工組合、水産高校

## 水県-2 沿岸漁業活性化プロジェクト

5つの柱の区分 [ 県民の安心と誇り 商品づくり 担い手づくり 農山漁村づくり 環境保全と多面的機能 ]

### 1 目的と取組

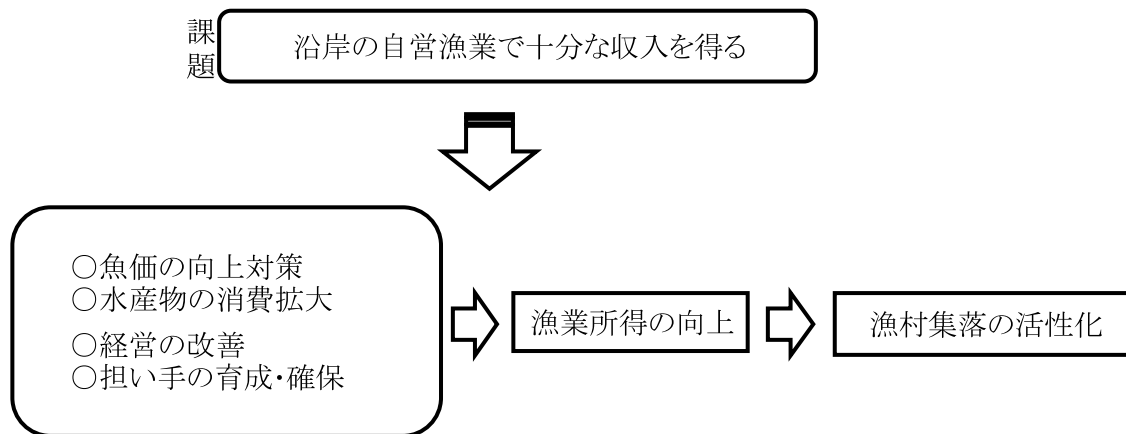
#### 目的

沿岸の自営漁業は65歳以上が65%を占めるなど高齢化が顕著であり、一部地域を除いて新規就業者もほとんどいない状態が続いている。これは、沿岸の自営漁業で十分な収入を得ることが困難であることが最大の原因である。これに対して、イワガキ養殖や底建て網などの新規漁業・漁法の導入、定置網とわかめ養殖やイワガキ養殖といった経営の複合化、漁獲物の高鮮度化による魚価向上対策など経営改善のための取組を実施してきた。さらに、平成26年度には県内8地域で漁業所得の向上を目指した「浜の活力再生プラン」が、漁業関係者や市町村が主体となって策定されたところである。本プロジェクトでは従来の取組を一層進めるとともに、同プランの遂行を支援しながら、漁獲物の付加価値向上や経営の複合化等によりもうかる沿岸漁業の育成を図り、他地域からの新規就業者の積極的な受入による漁村集落の活性化を目指す。

#### 取組

- 魚価の向上対策
  - ・ブランド化、高付加価値化を行う対象魚種の拡大と、活〆技術等の高鮮度保持技術を普及させる。
- 水産物の消費拡大
  - ・魚食普及活動を通じて、地元水産物の認知度向上と消費拡大を図る。
- 経営の改善
  - ・新規漁業の導入や漁法の複合化を図る。
  - ・漁業収入安定対策事業、漁業経営セーフティネット構築事業、省燃油活動等推進事業の導入により、漁業経営の安定を図る。
- 担い手の育成・確保
  - ・新規就業者の受け入れ体制を構築する。
  - ・新規就業者への漁ろう技術研修や経営資金の貸与を実施する。
  - ・新規就業者の定着促進に向けたフォローアップ体制を構築する。

#### プロジェクトの概要



#### 関係・連携するプロジェクト

- 出雲地域沿岸漁業活性化プロジェクト（東部地区）
- 石見地域沿岸漁業活性化プロジェクト（西部地区）
- 隠岐地域沿岸漁業活性化プロジェクト（隠岐地区）

## 2 取組項目と具体的行動計画

取組項目	具体的行動	主な実施主体	実施期間
魚価の向上対策	活〆技術・保冷等、船上での一次処理等、漁獲物の鮮度保持技術の導入	JFしまね、漁業者、県	H28～31
	漁獲物のブランド化（対象魚種の拡大）、高付加価値化による販売戦略の構築	JFしまね、漁業者、県、市町村	H28～31
水産物の消費拡大	JFしまね各支所で実施する魚食普及活動の支援	JFしまね、漁業者、県	H28～31
	給食への提供学校側の条件（価格、量、形状等）に合致した水産物を提供するための体制づくり	JFしまね、市町村、県	H28～31
経営の改善	柔軟な漁業許可の発給、地先で出来る漁業（かご・刺網等）の導入	JFしまね、漁業者、県	H28～31
	養殖漁業（イワガキ、ワカメ）との複合経営化、すくい・船びき等、季節限定漁種との複合経営化	JFしまね、漁業者、県	H28～31
	漁業収入安定対策事業、漁業経営セーフティネット構築事業、省燃油活動等推進事業の導入	JFしまね、漁業者、県、市町村	H28～31
担い手の育成・確保	新規就業者の受入体制の構築	JFしまね、漁業者、県、市町村	H28～31
	新規就業者への漁労技術研修や経営資金貸与	JFしまね、漁業者、県、市町村	H28～31
	新規就業者の定着促進に向けたフォローアップ体制の構築	JFしまね、漁業者、県、市町村	H28～31

## 3 成果指標（数値目標）

項目	現況（H26）	目標（H31）
年間水揚げ金額300万円以上の自営漁業者の人数 【総合戦略】	232人	→ 250人
新規漁業就業者数 【総合戦略】	33人／年	→ 150人 (H27～H31累計)

## 4 推進体制

- プロジェクトメンバー：漁協、市町村、水産事務所（水産局）、水産技術センター、水産課
- 連携・協力機関：漁業者グループ



## 水県-3 宍道湖・中海の水産資源維持・再生プロジェクト

5つの柱の区分 [ 県民の安心と誇り 商品づくり 担い手づくり 農山漁村づくり 環境保全と多面的機能 ]

### 1 目的と取組

#### 目的

平成23年に策定された「第2期宍道湖・中海水産資源維持再生構想」に基づき、汽水域の特性や環境・生態系との関連を重視した「環境保全型の漁業」の推進を図るため様々な施策を展開した。その結果、宍道湖においては漁場改善技術の開発・普及、シジミ（ヤマトシジミ）資源の変動要因として、餌となる珪藻の重要性等が指摘された。中海では、アカガイ（サルボウガイ）やアサリの天然採苗技術の向上や垂下式かご養殖技術の開発など一定の成果が見られた。

しかし、シジミ（ヤマトシジミ）資源は危機的な状況を切り抜けたものの、資源変動原因が明らかとなっていない。さらに、ワカサギ・シラウオなどシジミ（ヤマトシジミ）以外の有用魚介類の資源減少や水草・藻類の大量繁茂についても、原因究明や有効な対策がとられていない現状にある。また、宍道湖に次ぐ本県のシジミ（ヤマトシジミ）の主要産地である神西湖についても資源状況の把握や資源の維持増大に向けた対策を講じることが必要である。

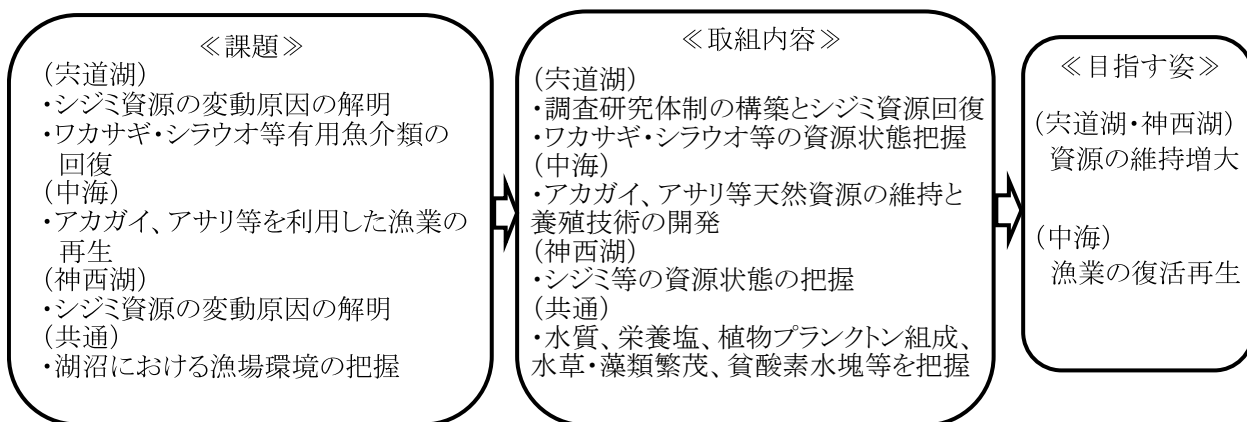
中海ではアカガイ（サルボウガイ）やアサリといった二枚貝の増養殖を進めているが、漁業の復活再生のためには、湖底環境の改善、垂下式養殖での採算性などの問題が残されている。

本PJでは、「第2期宍道湖・中海水産資源維持再生構想」（H23～27）の方向性を継承し、宍道湖・神西湖では「資源の維持増大」、中海では「漁業の復活再生」を目指す。

#### 取組

- 研究調査体制の構築
  - ・宍道湖では、県試験研究機関、大学、独法研究機関、漁協等の連携による総合的な調査体制（宍道湖保全再生協議会）を構築し、シジミ（ヤマトシジミ）資源の変動原因について総合的な調査を実施する。中海においては、県試験研究機関、大学、鳥取県、漁協、NPO法人等と連携した取組を実施する。神西湖においては、県試験研究機関、漁協等の連携による取組を実施する。
- シジミ（ヤマトシジミ）資源の維持・増大（宍道湖・神西湖）
  - ・資源減少の原因の解明と資源回復手法の検討を開始する。
  - ・神西湖では資源状態の把握と覆砂などの増大対策を講じる。
- ワカサギ・シラウオ等有用魚介類の資源回復手法の確立（宍道湖）
  - ・資源状態の把握と増殖手法の確立を図る。
  - ・比較対象として神西湖の資源状態を把握する。
- アカガイ（サルボウガイ）、アサリ等の二枚貝や有用魚類を利用した漁業の再生（中海）
  - ・天然資源の状況把握と実用的な養殖技術の開発を推進する。
- 湖沼における漁場環境の把握（宍道湖・中海・神西湖）
  - ・水質、栄養塩、植物プランクトン組成、水草・藻類繁茂、貧酸素水塊の発生状況等漁場環境の現状分析を行う。

### プロジェクトの概要



#### 関係・連携するプロジェクト

- 出雲の豊かな湖・川づくりプロジェクト（東部地区）

## 2 取組項目と具体的行動計画

取組項目	具体的行動	主な実施主体	実施期間
研究調査体制の構築	総合的な調査体制の構築	宍道湖保全再生協議会	H28～29
シジミ（ヤマトシジミ）資源の維持・増大（宍道湖、神西湖）	資源変動原因の解明	宍道湖保全再生協議会	H28～29
	資源回復手法の提言	宍道湖保全再生協議会	H28～29
	具体的資源回復対策の検討	漁協、県、市、国	H30～31
	資源状況の把握と管理方策の検討	漁協、県	H28～31
ワカサギ・シラウオ等有用魚介類の資源回復手法の確立（宍道湖）	資源変動原因の解明	漁協、県	H28～31
	増殖・資源管理手法の検討	漁協、県	H28～31
アカガイ（サルボウガイ）、アサリ等の二枚貝や有用魚類を利用した漁業の再生（中海）	アカガイ（サルボウガイ）、アサリ等の二枚貝や有用魚類等天然資源の状況把握	漁協、漁業者、県	H28～31
	アカガイ（サルボウガイ）、アサリ等二枚貝の効率的な養殖技術の開発	漁協、漁業者、県	H28～31
湖沼における漁場環境の把握（宍道湖・中海・神西湖）	水質・栄養塩・植物プランクトンの経年変化と現状分析	宍道湖保全再生協議会、汽水湖汚濁メカニズム解明WG	H28～29
	水理モデルによる物理環境変化の解析と予測	宍道湖保全再生協議会、汽水湖汚濁メカニズム解明WG	H28～29
	水草・藻類の繁茂状況の把握と対策の検討	漁協、漁業者、県	H28～31
	貧酸素水等水質のモニタリング	漁協、漁業者、県	H28～31

## 3 成果指標（数値目標）

項目	現況（H26）	目標（H31）
シジミ生産額 【総合戦略】	21億円	→ 30億円

## 4 推進体制

- プロジェクトメンバー：漁協、独法研究機関、大学、国土交通省、水産技術センター、水産事務所、水産課
- 連携・協力機関：漁業者グループ、NPO法人、環境政策課

## 連県-1 食の安全・安心推進プロジェクト

5つの柱の区分 [ 県民の安心と誇り 商品づくり 担い手づくり 農山漁村づくり 環境保全と多面的機能 ]

### 1 目的と取組

#### 目的

消費者の「食」の安全・安心への関心が高まる中、本県においては消費者に信頼される県内農林水産物を供給するため、平成21年度に生産工程管理（GAP）手法を取り入れた「美味しまね認証制度」を創設した。

消費者や流通業者の、本制度に関する期待感は大きく、食の安全・安心に対する社会的要請はますます高まっていくと考えられることから、「美味しまね認証」及びGAPのさらなる普及により、県産農林水産品の安全・安心の確保を図るとともに、認証取得者の契約的取引や取引先拡大を支援する。

また、農林水産物を直売所へ出荷する生産者を中心にGAP手法の実践を促し、安全・安心な供給体制を構築する。

さらに、GAPの導入・実践を通して、食の安全・安心はもとより、適正な農場管理による安定生産及び生産コストの低減、農作業安全、環境保全等による経営体質の強化を図る。

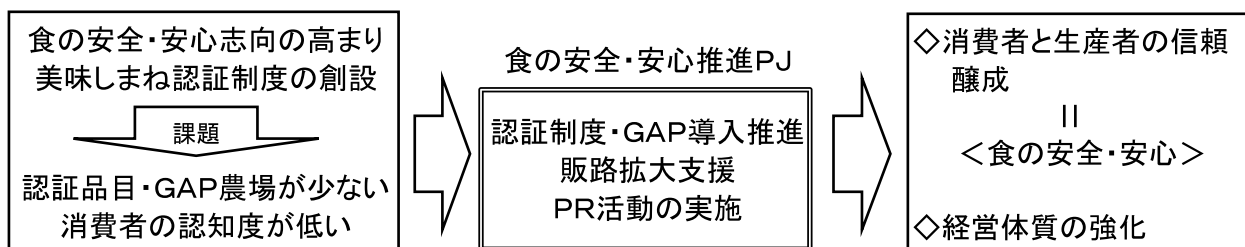
一方、消費者に対する本制度及び認証製品のPRを、マスメディア・イベント等の活用により積極的に行い、認知度向上と販路の拡大につなげていく。

- (注1) GAP：Good Agricultural Practice（生産工程管理手法）  
 食品事故等の問題を農場が起こさないよう未然に防ぐ管理手法。  
 生産工程毎に遵守すべき事項や予測されるリスク等をチェック・実践することで、より安全・安心な生産につなげようとするもの。
- (注2) 農・畜・林・水産物の生産工程管理手法を「GAP」で統一して表記する。

#### 取組

- 推進体制の強化
  - ・「食の安全・安心（GAP）推進協議会（仮称）」を設置し、関係機関・団体が一体となった対策の検討を行う。
  - ・ICTを活用した「美味しまね認証管理システム」の導入等、効率的な管理作業の検討を行う。
- 美味しまね認証の啓発、導入、認証支援
  - ・経営体、産地への認証取得と管理支援を行う。
  - ・集落営農組織の認証取得による経営多角化、契約的取引の促進を支援する。
  - ・認証品目の販路開拓活動と販売先とのマッチング支援を行う。
- GAP手法の導入支援
  - ・「産直GAP」の作成、普及により、産直における農林水産物の安全・安心の向上を図る。
  - ・新規就農者の就農計画等各種経営計画へのGAP方式の反映を促す。
- 消費者へのPRの継続・強化
  - ・マスメディア、イベント等を活用した積極的なPR活動を展開し、認知度向上と販売量の増加を図る。
- 関係部局との連携により、各種計画と整合を取りつつ、効率的かつ一体的な推進を図る。（島根県消費者基本計画：環境生活総務課、食の安全安心確保に係るアクションプラン：薬事衛生課、島根県食育推進計画：健康推進課、島根県地産地消促進計画：しまねブランド推進課）

### プロジェクトの概要



#### 関係・連携するプロジェクト

- 松江圏域・出雲圏域・雲南圏域・県央圏域・浜田圏域・益田圏域・隠岐圏域プロジェクト

## 2 取組項目と具体的行動計画

取組項目	具体的行動	主な実施主体	実施期間
推進体制の強化	「食の安全・安心（GAP）推進協議会（仮称）」の設置による対策の検討と実践	農産園芸課食の安全推進室、JAしまね	H28～31
	「美味しまね認証管理システム」の導入等効率的な管理方法の検討	農産園芸課食の安全推進室	H28～29
美味しまね認証（GAP）の周知、啓発、導入、認証支援	経営体、産地への認証取得と管理支援	農産園芸課食の安全推進室、畜産課、林業課、水産課	H28～31
	集落営農組織の認証取得による経営多角化、契約的取引の促進	農産園芸課食の安全推進室、農業経営課	H28～31
	認証品目の販路開拓活動とマッチング	農産園芸課食の安全推進室、畜産課、林業課、水産課、しまねブランド推進課	H28～31
GAP手法の導入支援	産直GAPの作成・普及	農産園芸課食の安全推進室	H28～31
消費者へのPRの継続・強化	マスメディア、イベント等を活用した積極的PR活動	農産園芸課食の安全推進室、畜産課、林業課、水産課	H28～31

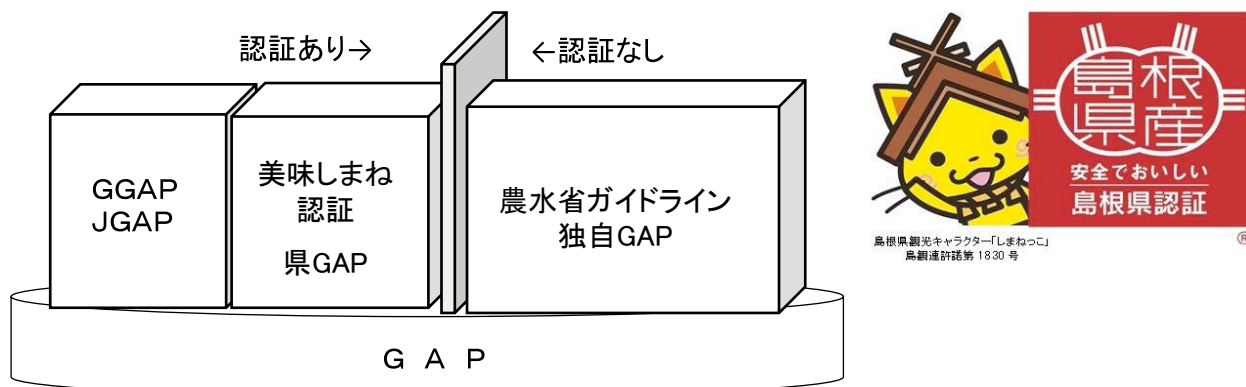
## 3 成果指標（数値目標）

項目		現況（H26）	目標（H31）
美味しまね認証新規認証数	【県共通】	5品目／年	→ 6品目／年
集落営農組織の新規認証品目数	【県共通】	4品目	→ 10品目

## 4 推進体制

- プロジェクトメンバー：農産園芸課食の安全推進室、畜産課、林業課、水産課、しまねブランド推進課、JAしまね本店
- 連携・協力機関：隠岐支庁、東部・西部農林振興センター、農業技術センター、中山間地域研究センター、各水産事務所、各市町村、各JAしまね地区本部、県庁関係課（農業経営課、環境生活総務課、薬事衛生課、健康推進課）

＜美味しまね認証とGAPの関係＞



## 連県-2 地産地消推進プロジェクト

5つの柱の区分 [ 県民の安心と誇り 商品づくり 担い手づくり 農山漁村づくり 環境保全と多面的機能 ]

### 1 目的と取組

#### 目的

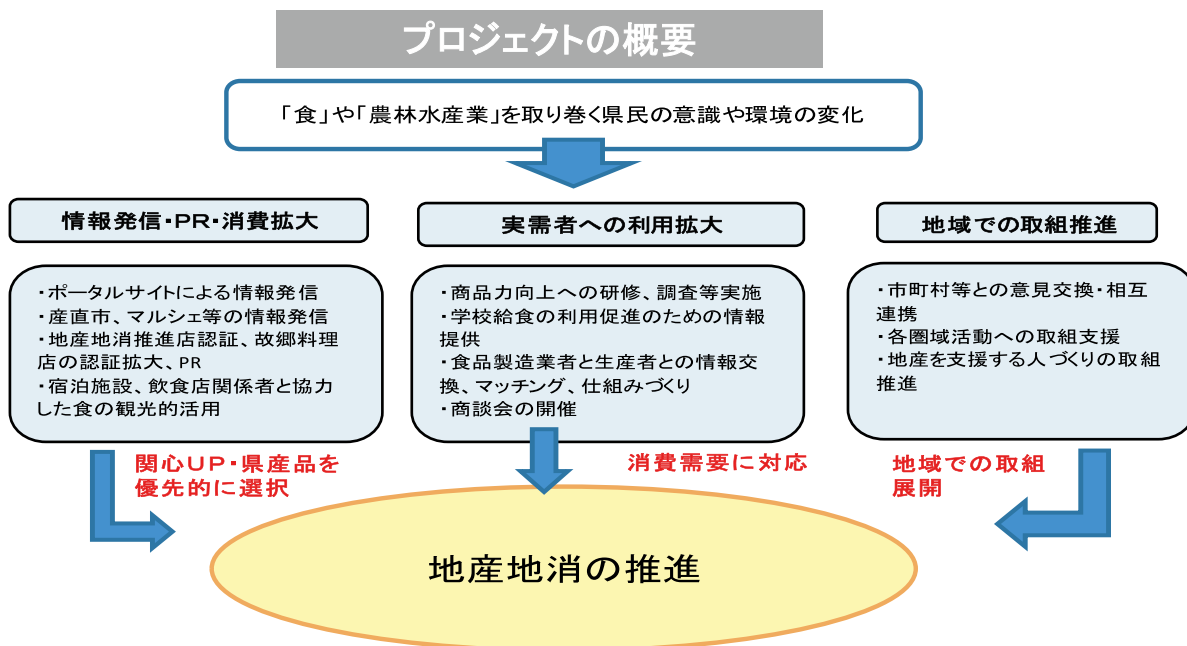
これまで、平成15年7月策定の「島根県における地産地消推進の基本的な考え方」を基に、様々な活動を通じ地産地消の意識啓発、利用拡大等を実施し、全県で地産地消の取組が拡大した。

しかし、近年、食の安全・安心に対する意識の向上や、生産者の販売手法の多様化、また、共働きや単身世帯の増加、高齢化の進行などの多様なライフスタイルによる、食の簡素化、外部化が進むなど、「食」や「農林水産業」を取り巻く県民の意識や環境が大きく変化していることから、現状に合わせた「地産地消促進計画」を平成26年11月に策定した。

そこで、新たな計画を基に、県民等に向け県産品の情報発信やPR等の実施により、日頃の食生活や農林水産業への関心を高め、県産品を優先的に選択する機運を醸成するとともに、実需者へ向けてのマッチングなどによる利用拡大を進め、生産振興に係る関係課や団体等と協力しながら、生産拡大を促進する。

#### 取組

- 地域食材や農林水産業に対する県民の理解促進
  - ・食に関するポータルサイトの構築による、県内の旬の食材やレシピ、食に関するイベント等の情報発信を行う。
- 個人や観光客への県産品の消費拡大の推進
  - ・地産地消へ積極的に取り組む量販店を推進店として認証する。
  - ・県内の産直市、マルシェ等の情報を発信し、消費者へアピールする。
  - ・観光客の利用を含めた外食での消費拡大に向けて、「しまね故郷料理店」の認証を行う。
  - ・宿泊施設、飲食店関係者等と協力し、産地ツアー、新メニュー提案会等を行い、食の観光的活用を図る。
- 実需者へ向けた県産品の利用拡大の推進
  - ・商品力の向上に向けた研修等を実施する。
  - ・学校給食での利用促進に向け、状況把握のための調査及び栄養教諭等への地元食材等の情報提供を行う。
  - ・地元食材の活用拡大に向け、1次加工等の食品製造業者との情報交換や、生産者とのマッチング、仕組みづくりを行う。
  - ・生産者や食品加工業者と量販店、宿泊施設、飲食店の仕入れ担当者との商談会を開催する。
- 地域の多様な取組の推進
  - ・市町村等との意見交換会により、相互の取組に必要な連携等を図る。
  - ・各農林振興センター、水産事務所等が中心となった圏域活動についての取組を支援する。
  - ・地産を支える人づくりの取組を推進する。



#### 関係・連携するプロジェクト

- 松江圏域・出雲圏域・雲南圏域・県央圏域・浜田圏域・益田圏域・隠岐圏域プロジェクト



## 2 取組項目と具体的行動計画

取組項目	具体的行動	主な実施主体	実施期間
地域食材や農林水産業に対する県民の理解促進	ポータルサイトによる情報発信	しまねブランド推進課、健康推進課、市町村	H28～31
個人や観光客への県産品の消費拡大の推進	地産地消推進店認証	しまねブランド推進課	H28～31
	産直市、マルシェ等の情報発信	しまねブランド推進課、市町村	H28～31
	故郷料理店の認証拡大、PR	しまねブランド推進課	H28～31
	宿泊施設、飲食店関係者と協力した食の観光的活用	しまねブランド推進課、観光振興課	H28～31
実需者へ向けた県産品の利用拡大の推進	商品力の向上に向けた研修、調査等の実施	しまねブランド推進課	H28～31
	学校給食での利用促進に向け、地産品等の情報提供	しまねブランド推進課、保健体育課	H28～31
	地元食材の利活用を志向する1次加工等の食品製造業者と生産者との情報交換、マッチング、仕組みづくり	しまねブランド推進課	H28～31
	商談会の開催	しまねブランド推進課	H28～31
地域の多様な取組の推進	市町村等との意見交換による相互連携	しまねブランド推進課、市町村	H28～31
	圏域活動への取組支援	しまねブランド推進課、農林振興センター等	H28～31
	地産を支える人づくりの取組推進	しまねブランド推進課、農林振興センター等、市町村、関係団体	H28～31

## 3 成果指標（数値目標）

項目	現況（H26）	目標（H31）
県産品を優先的に購入する意識が「強くある」県民の割合 【県共通】	18.8%	→ 30.0%
地産地消推進店の認証 【県共通】	0店舗	→ 50店舗
学校給食における県内食材の活用割合 【総合戦略】	57.0%	→ 63.0%
主な産直・直売所等の販売額 【県共通】	3,177百万円	→ 3,754百万円

## 4 推進体制

- プロジェクトメンバー：しまねブランド推進課農林水産品G
- 連携・協力機関：島根県地産地消連絡会（農林水産総務課、農産園芸課、畜産課、林業課、水産課、しまね暮らし推進課、観光推進課、健康推進課、保健体育課、青少年家庭課）地方機関、市町村、関係団体

## 連県-3 6次産業の取組拡大プロジェクト

5つの柱の区分 [ 県民の安心と誇り 商品づくり 担い手づくり 農山漁村づくり 環境保全と多面的機能 ]

### 1 目的と取組

#### 目的

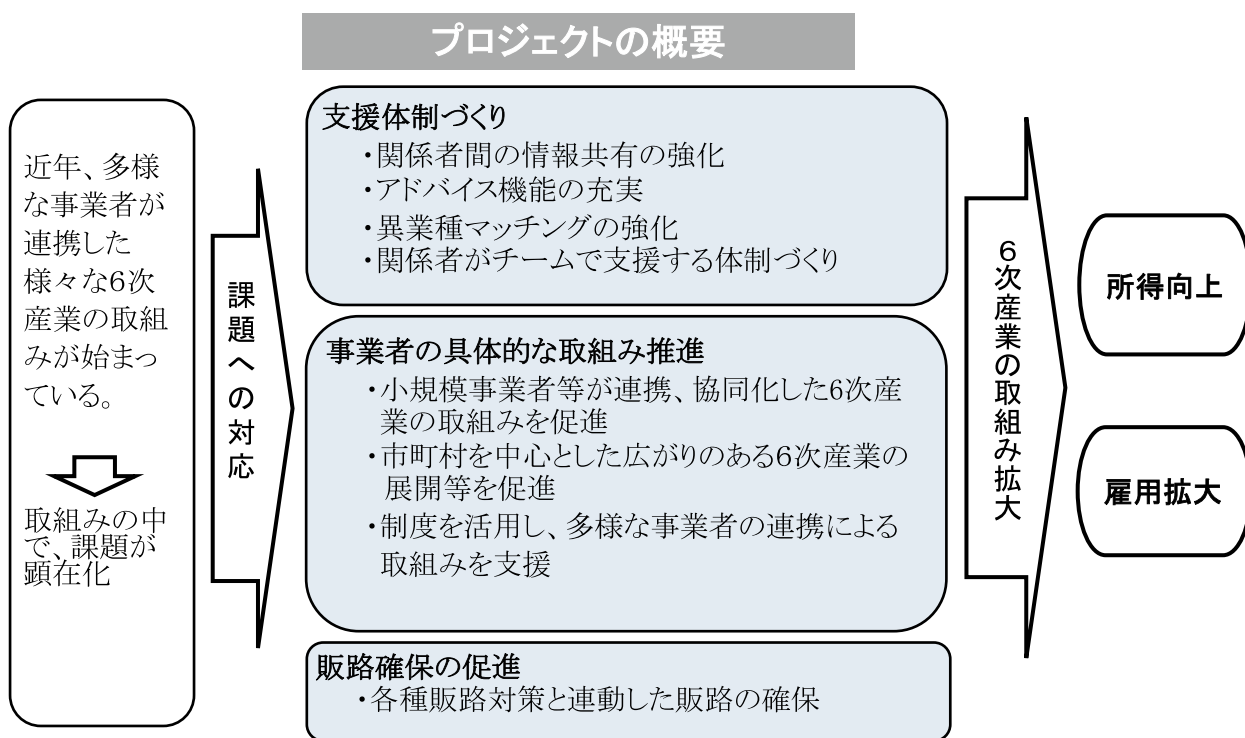
農林水産業の成長戦略の柱の一つである6次産業化の取組は、農林漁業者と加工・販売事業者等との連携による付加価値の向上や、地域資源を活用した新たな産業の創出など、所得の向上、雇用の拡大につながる取組として期待されている。

島根県内の6次産業の取組みは、生産規模の小さい生産者自ら加工・販売するケースが多く、国の計画認定を受けるような取組みは少ないものの、平成26年度から実施している「島根型6次産業ステップアップモデル事業」を活用した多様な事業者の連携による様々な6次産業への取組みが始まっている。

一方で、人材や連携、開発・製造など、6次産業の取組みにあたっての課題も浮き彫りとなっており、これらの課題の克服を図り、本県における6次産業の取組みの一層の拡大を図る。

#### 取組

- 情報共有と課題解決に向けた支援体制強化
  - ・島根県6次産業推進協議会の運営により、情報共有を強化する。
  - ・6次産業の取組みにおける課題解決に向けたアドバイス機能を充実する。
  - ・連携促進のためのマッチング機能を強化する。
  - ・関係者が連携したチームによる支援体制づくりを推進する。
- 事業者等の具体的な6次産業への取組み推進
  - ・小規模事業者等が連携、協同化した6次産業の取組みを促進する。
  - ・市町村を中心とした広がりのある6次産業の展開や原材料・加工製品等の安定生産供給に向けた取り組みを促進する。
  - ・国事業等の制度を活用し、多様な事業者の連携による取組みを支援する。
- 6次化商品の着実な販路確保の促進
  - ・各種販路対策と連動した6次化商品の販路の確保をする。



#### 関係・連携するプロジェクト

- 松江圏域、出雲圏域、雲南圏域、県央圏域、浜田圏域、益田圏域、隠岐圏域プロジェクト

## 2 取組項目と具体的行動計画

取組項目	具体的行動	主な実施主体	実施期間
情報共有と課題解決に向けた支援体制強化	島根県6次産業推進協議会の運営による情報共有の強化	しまねブランド推進課	H28～31
	6次産業の取組みにおける課題解決に向けたアドバイス機能の充実(サポートセンター設置、アドバイザー派遣等)	しまねブランド推進課	H28～31
	連携促進のためのマッチング機能の強化(異業種交流会等)	しまねブランド推進課、関係団体、行政機関等	H28～31
	関係者が連携したチームによる支援体制づくり	しまねブランド推進課、関係団体、行政機関等	H28～31
事業者等の具体的な6次産業への取組み推進	小規模事業者等が連携、協同化した6次産業の取組み促進	しまねブランド推進課、関係団体、行政機関等	H28～31
	市町村を中心とした、広がりのある6次産業の展開や原材料・加工製品等の安定生産供給に向けた取組み促進	しまねブランド推進課、関係団体、行政機関等	H28～31
	国事業等の制度を活用し、多様な事業者の連携による取組み支援	しまねブランド推進課、関係団体、行政機関等	H28～31
6次化商品の着実な販路確保の促進	各種販路対策と連動した6次化商品の販路確保(商談会等)	しまねブランド推進課、関係団体、行政機関等	H28～31

## 3 成果指標(数値目標)

項目	現況(H26)	目標(H31)
6次産業化・地産地消法総合事業化計画認定数 【県共通】	13 →	30
多様な事業者が連携した6次産業化に取り組む事業体数 【総合戦略】	29 →	155
多様な事業者が連携した6次産業化の取組みによる新規雇用者数 【総合戦略】	32 →	100

## 4 推進体制

- プロジェクトメンバー：しまねブランド推進課6次産業推進スタッフ
- 連携・協力機関：中国四国農政局島根支局、市町村、農林漁業者団体、商工団体、金融機関等

## 連県-4 地域ぐるみの鳥獣被害対策推進プロジェクト

5つの柱の区分 [ 県民の安心と誇り 商品づくり 担い手づくり 農山漁村づくり 環境保全と多面的機能 ]

### 1 目的と取組

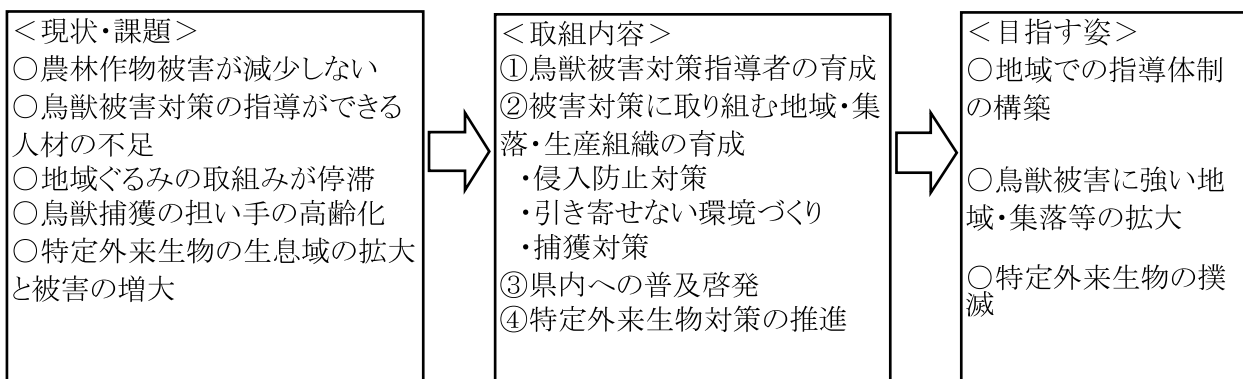
#### 目的

県内の野生鳥獣による農作物等の被害額は、近年、横ばいで推移しているものの被害は減少していない。鳥獣被害の発生は生産者にとっては収入の減少のみならず、営農意欲の低下につながるものであり、特に中山間地域では、耕作放棄地の拡大など農村地域の維持にかかわる課題となっている。鳥獣被害を減らすためには、個々の取り組みでは限界があるため、地域や集落、生産組織等が一体となって対策に取り組むことが重要であり、地域の状況に応じた地域ぐるみの取り組みを推進し、生産振興や農村地域の維持につなげていく必要がある。また、こうした取り組みを継続的にフォローするとともに、周辺地域に波及させていくためには、鳥獣被害対策についての専門的知識を持った指導者を地域ごとに確保することが必要である。

#### 取組

- 鳥獣被害対策指導者の育成
  - ・鳥獣被害対策について指導できる人材を育成するために研修を実施する。
- 被害対策に取り組む地域・集落・生産組織等の育成
  - ・被害防止勉強会や集落環境点検などをとおして、地域ぐるみの取り組みについて合意形成を図る。
  - ・自主的な被害防止活動の検討をサポートするとともに防除技術等について指導する。
  - ・水田営農の維持、産地の再生、集落営農組織の育成など地域の課題や被害状況に応じた被害防除や捕獲対策について指導する。
  - ・市町村や地域協議会と連携して被害防止対策に対する支援を行う。
- 県内への普及啓発
  - ・鳥獣被害対策に関するマニュアル等を作成し普及啓発を図る。
  - ・地域ぐるみの取り組みについて優良事例を紹介し、他地域への波及を図る。
- 特定外来生物対策の推進
  - ・アライグマ・ヌートリアの捕獲を推進するとともに、被害未発生地域への啓発を行う。

### プロジェクトの概要



#### 関係・連携するプロジェクト

- 雲南地域の水田農業の維持・発展プロジェクト（雲南地域）
- おおち農林産物なりわい・うるおいづくりプロジェクト（県央圏域）
- 果樹産地再興・発展プロジェクト（浜田圏域）
- 中山間地域の資源を活かした地域力の持続的発展プロジェクト（浜田圏域）
- 中山間地域における「こだわりの農産物」の推進プロジェクト（益田圏域）

## 2 取組項目と具体的行動計画

取組項目	具体的行動	主な実施主体	実施期間
鳥獣被害対策指導者の育成	鳥獣被害対策指導者研修のカリキュラムの作成・実施	森林整備課・中山間C	H28
	鳥獣被害対策指導者研修の実施・フォロー（市町村・関係団体等）	森林整備課・中山間C・各農振C	H29～31
被害対策に取り組む地域・集落・生産組織等の育成	被害防止勉強会、集落環境点検などの実施による合意形成の推進	市町村・各農振C	H28～31
	対策検討のサポートと防除技術等の指導	市町村・各農振C	H28～31
	防護柵などの整備や維持管理、環境整備への支援	市町村・森林整備課・農業経営課・農村整備課・農地整備課	H28～31
	捕獲体制の維持（駆除班との連携、自衛のための免許取得）	市町村・各農振C	H28～31
県内への普及啓発	鳥獣被害対策に関するマニュアル等の作成	森林整備課・中山間C	H28～31
	優良事例集の作成	森林整備課・中山間C	H29～31
特定外来生物対策の推進	特定外来生物の捕獲推進（アライグマ・ヌートリア）	市町村・各農振C	H28～31
	被害未発地域への注意喚起	市町村・各農振C	H28～31

## 3 成果指標（数値目標）

項目	現況（H26）	目標（H31）
鳥獣被害対策指導者研修の受講者数 【県共通】	0人	→ 60人
地域ぐるみの鳥獣対策への取組み数 【県共通】 （地域・集落・集落営農法人・農産物の生産組合等）	29箇所	→ 41箇所

## 4 推進体制

